

LIBRA

2023年 10月号

〈特集〉

今こそ変えよう! 再審法 —えん罪被害者の速やかな救済のために—

〈インタビュー〉

元ラグビー日本代表選手・医大生 **福岡 堅樹** さん

〈クローズアップ〉

2023年度 夏期合同研究

〈新連載〉

カーボン・クレジット大づかみ





チングス・ハーンは、人類史上最大規模といわれるモンゴル帝国を一代で築き上げた創始者である。2008年、モンゴルの首都ウランバートルから車で1時間ほどの草原に、高さ40mのチングス・ハーン騎馬像が現れた。馬のたてがみ部分が展望台になっており、地上32mの高さから雄大なモンゴルの大地を見渡すことができる。27トンのステンレス、約410万ドルを要したという圧倒的な存在感。今でも人々から英雄視されていることが伝わってくる。

会員 田中 みどり (47期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年10月号

特集

02 今こそ変えよう! 再審法

—えん罪被害者の速やかな救済のために—

- 1 西嶋勝彦弁護士インタビュー—徳島ラジコ商事件・丸正事件・島田事件・袴田事件
- 2 我が国の再審の歴史的展開 河井匡秀
- 3 再審事件の現状—東京高裁管内の再審事件を中心に—
 - ① 狭山事件 鈴木 剛
 - ② 鶴見事件 河井匡秀
 - ③ 小石川事件 宮野絢子
 - ④ 三鷹事件 佃 克彦
- 4 再審支援及び再審法改正に向けた日弁連と当会の取組み 古本晴英
- 5 今こそ始めよう! 再審弁護・再審法改正運動 奥 国範

インタビュー

18 元ラグビー日本代表選手・医大生 福岡 堅樹さん

クローズアップ

22 2023年度 夏期合同研究

新連載

- 34 カーボン・クレジット大づかみ
第1回 カーボン・クレジットとは 工藤美香

連載等

- 29 理事者室から：森林限界を抜けて 山下 紫
- 30 東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」
- 33 人権問題最前線
第22回 2023沖縄シンポジウム—沖縄とともに 一慰霊の日を迎えて— 寺崎昭義
- 36 憲法判例ができるまで：第9回 長沼ミサイル基地訴訟 内藤 功
- 38 経験者に聞く弁護士任官～弁護士任官制度20周年を迎えて～
第3回 民事・家事調停官の実状
・民事調停官の実態と魅力について 大沼竜也
・家事調停官を経験して 曾我裕介
- 40 東弁今昔物語～150周年を目指して～
番外編 弁護士会館ができるまで～「新会館建設史・資料集」(東弁)～より 金井重彦
- 41 役立つ! 会務活動：vol.10 終活部会の活動とその意義 小笠原友輔
- 42 わたしの修習時代
自分の頭で考えるための豊かな時間と先達の寛容 42期 近藤早利
- 43 75期リレーエッセイ：約半年の弁護士業務で感じたこと 齊藤晃大
- 44 心に残る映画：『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』 齋藤理央
- 45 コーヒーブレイク：人生をゲームにするアプリ 米谷尚起
- 46 会長声明
- 50 インフォメーション

今こそ変えよう！再審法

— えん罪被害者の速やかな救済のために —

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」（以下「再審法」という）は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2019年10月の人権擁護大会（徳島）において「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択し、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめた。

また、同月27日に、大阪高裁は「日野町事件」で再審開始を認める決定を行い（検察官が特別抗告）、同年3月13日には、東京高裁が「袴田事件」で再審開始を認める決定を行った（再審開始が確定）。

これらを受けて、当会は、本年4月から再審法改正実現本部を設置し、再審法改正の実現に向けた活動を開始している。また、本年5月の当会定期総会において、「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

再審についての社会の関心はかつてない程に高まっており、再審法改正を実現するには、今を oportune ほかにはない。

そこで本特集では、我が国の再審の歴史、再審事件の現状、日弁連と当会の取り組み等を概観し、再審法改正の実現への道筋を検討することとした。本特集が、再審弁護、再審法改正運動について、会員の皆様の一助となれば幸いである。

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49期）

CONTENTS

1 西嶋勝彦弁護士インタビュー — 徳島ラジオ商事件・丸正事件・島田事件・袴田事件 ……	3頁
2 我が国の再審の歴史的展開 ……	7頁
3 再審事件の現状—東京高裁管内の再審事件を中心に—	
① 狭山事件 ……	9頁
② 鶴見事件 ……	10頁
③ 小石川事件 ……	11頁
④ 三鷹事件 ……	12頁
4 再審支援及び再審法改正に向けた日弁連と当会の取り組み ……	13頁
5 今こそ始めよう！再審弁護・再審法改正運動 ……	16頁

1 西嶋勝彦弁護士インタビュー

— 徳島ラジオ商事件・丸正事件・島田事件・袴田事件

袴田事件の弁護団長を務めていらっしゃる西嶋勝彦弁護士（17期）にお話を伺いました。西嶋弁護士は、袴田事件だけでなく、八海事件、仁保事件、徳島ラジオ商事件、丸正事件、島田事件など、数々の冤罪事件、再審事件に関与され、冤罪を白日の下にさらし、そのほとんどにおいて無罪判決を勝ち取ってこられた冤罪事件の泰斗でいらっしゃいます。

今回は、西嶋弁護士にご自身が携わってこられた事件の内情についてお話を伺いました。また、今般盛り上がりを見せている再審法改正に関連する事項についてもお話を伺いました。

聞き手：再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一（59期）

再審事件と日弁連の支援

伊藤：西嶋弁護士は、数々の再審事件の弁護に携わってこられたわけですが、再審事件と日弁連との関係はどういうものなのでしょうか？

西嶋：再審事件は、日弁連抜きには語れないわけ。再審事件は日弁連に持ち込まれるわけよ。日弁連は通常の継続審の事件は援助しないから。再審というのは、一般的に困難であると同時に、蓄積がない、他の弁護人には、蓄積と言ったけど大したことないんだけどもね。日弁連に持ち込まれて初めて再審の弁護団が編成されるわけ。そこで、当時の委員長であった大塚一男さんが、僕に、「君やれ」ということで携わった。それが徳島ラジオ商事件。



西嶋 勝彦 会員（17期）

徳島ラジオ商事件

伊藤：あれが第1号なんですか？

西嶋：そうだ、1号だ。僕が入った頃は第何次だったか、既にその頃は再審でいったって新たな証拠を、物的証拠を出すとかいうことじゃなしに、いかにひどい取り調べをして、ひどい変な調書ができてるかを問題にしていたわけだ。

伊藤：犯人とされた富士茂子さんの調書とかですかね。

西嶋：通常審の弁護と変わらないことやってたわけ。でも、これじゃ再審にならないんで、そこで何に基づいて新証拠を出して覆すかっていうことを考えた。それで富士さんが女性だから女性弁護士を動員して。それから瀬戸内寂聴さんとか、著名人。有名な国会議員いただろ？

伊藤：市川房枝さん。

西嶋：そうそう。他にもっと女性文化人なんかいたけども。そういう人たちを総動員して、周りを支援させながら進めていて、新証拠としては有罪の核になってたのは、少年店員2人が見たという目撃証言。それが証拠の核になっているわけ。そこで言われていることがいかに科学的におかしいかということ、川に投げたというナイフ、殺したナイフ、捨ててこいと言われたとか、そんなバカなことをやるわけないんだけど、潮の流れでそんなことあり得ないということを実験でやったりなんかするわけ。それから法医学鑑定で、傷と凶器が一致しないとか。法医学者を動員したりとか。そういう観点から新証拠を用意して。そういうのは日弁連でなきゃできないから。日弁連の後押しで学者たちにもお願いして。それでOKしてくれるわけ。

伊藤：事件の話ですけど、これって就寝中に賊が侵入したというものですよね。

西嶋：そうだよ、子どもと川の字で寝てたのだ。夫婦の真ん中に子どもがいるわけ。

伊藤：それで気がつかないわけないだろうという感じなのでしょうか。

西嶋：だから、彼女も見てるわけ、賊を。だけど証言を信用してもらえないわけ。

伊藤：でも外部から入って来た賊を一番間近で見てるわけですよええ。

西嶋：それを一貫して言うわけ、彼女は。子どもも証言するわけ。だけど、そんな子どもの証言は信用できないってことになっちゃう。

再審事件の僕の第1号は徳島、島田？ どちらが、島田の方が早かったかな。

伊藤：徳島事件の発生が昭和28年で、島田事件は昭和29年だったと思います。

西嶋：そうか。古いんだけど僕が加わったのは、どちらが早かったかな。ほぼ同じ時期だったと思う。丸正もそう。

丸正事件

伊藤：丸正事件もありましたね。これも再審事件ですよ。

西嶋：そうだ。要するに、弁護人の正木ひろしと、かつて三鷹事件の裁判長だった、空中楼阁だと言って無罪判決を書いた、鈴木忠五。その2人が、犯人とされているトラック運転手の李得賢氏、それと助手がもう1人いた、鈴木一男氏。その2人組が冤罪でやられちゃったんだけど、そうじゃないということで、その正木ひろしと鈴木忠五が真犯人とされる人物を告発したわけ。

真犯人は荷物扱い所の2階にいた兄弟、姉と兄か。要するに親族であり、この親族が李得賢氏と鈴木一男氏に押し付けたということで、正木ひろしと鈴木忠五が真犯人は親族の者だとして告発したら、逆に名誉毀損でやられちゃったわけ。

伊藤：ありましたねえ、名誉毀損で有罪になってしまいました。

西嶋：それに対して文化人が立ち上がって、おかしいということで。それで再審事件になったわけ。

伊藤：李さんって在日の方ですよええ。何か差別的なこともあったのでしょうか。

西嶋：あったね。在日ということで、当時のどこかの大統領が嘆願か何かしたんじゃないかな。

伊藤：それは知りませんでした。

西嶋：そういうわけで、丸正事件は再審になってから、日弁連が委員会を作った。竹澤哲夫さんが初代の委員長、その次の委員長が谷村正太郎さん。竹澤さんの時に、「お前やれ」と言われて入った。大塚一男さんのご下命で僕も入ったんだけど。大学の同級生(奥野兼宏氏)がいて、彼は日弁連の人権委員だったので、僕と同じ立場で委員に入りましたけど。

丸正事件はなかなか難しい事件で、これもいろいろと全国の法医学者を動員して、死因は何か、死後経過時間がどうか、ということが問題になって。

伊藤：法医学者というと、東大の古畑種基教授が出てくるんですか？

西嶋：古畑教授の鑑定で問題となったのは島田事件だ。もちろん丸正事件にも検察側の意を汲んだ何人かの法医学者も出てくるけど。

島田事件

伊藤：島田事件について、ちょっとお話を伺いたいのですが。

西嶋：島田事件か。やっぱりおかしいんだよ。僕自身は島田事件は後から加わったわけだけど、当時話題になってたのが被害者の女兒。何歳ぐらいだったかな。そこで問題になってたのは、胸部に、それから陰部に、怪我があるわけ。それに対して、その怪我は生活反応がないってわけ。警察の監察医ってというか鑑識はこれは死後についたものだよって言ったわけ。そうすると、大先生(古畑教授)は、これは子どもの場合は死後でも、生活反応がなくても生じうる、これは生きてた時についた傷かもしれないということになっちゃって。

伊藤：生前についたとしても矛盾はない、ということをお願い出したわけですね。

西嶋：そう。それに対して、彼の、大先生の、弟子たちが、そうじゃないという通説に従って、師匠の意見に反論したわけ。そういう点で特異というか、なかなか勇気のいることだな。

伊藤：やっぱり死後についたものということですか？

西嶋：そう。

伊藤：そうすると、犯行手順について自白した部分と、死体の傷とが合わないということになるんじゃないですか？

西嶋：自白させられちゃってるけど、その内容と合わないわけ、実際とは。だからこの自白を補強したのが古畑鑑定というわけだ。

伊藤：それで、お弟子さん筋というか、その方々がみんなこぞって、これは死後についてたものです、と。幼児の場合はそういうこともあり得るみたいに言うけど、そういうことはないということだったんですね。

西嶋：それと、当時の弁護団は、科学的証拠で争ってたんだけど、僕は別の科学的証拠に携わっていたのよ。それが、大井川の川原に残った足跡の話。検事のシナリオによると、彼は幼児を幼稚園から引っ張り出して、大井川の川原を歩かせて、対岸の山に行って殺したっていうことになってるわけ。だからその川原には足跡が残ってた。その足跡は、ちゃんと石膏で取ってある。ところが、それは、有罪判決の証拠としても重視されてなかったんだけど、むしろ反対証拠ということで、大いにこれは活用すべきじゃないかっていうんで、僕は取り上げて、足の裏博士っていう有名な先生がいたわけ、東京工業大学の。足の裏を見れば紀元前何万年じゃないけども分かるか言いよった先生で、その人のところに持ち込んで、この足跡と本人のもの、一致するかどうかってやったら、歩き方その他から見て、これおかしいということになった。

伊藤：一致しないとなったのですね。

西嶋：それで、これを実証しようとしたけど、当時、犯人とされた赤堀氏は死刑囚だから東京にいないで仙台拘置所にいたわけよ、なぜだか知らんけど。それで僕は仙台拘置所まで行って彼に面会して、ガラス戸越しに、足の裏見せてもらって測ったわけ。そしたら全然違うわけ。それを今度は足の裏博士のところを持ち込んだのよ、「先生これ違いましたって」。そしたら、「そうか、ワシも見に行こう」というので、その川原に行ってもらって、検証し、それで新しい鑑定書を書いてもらったりとかした。ところが、それ採用されなかったんだよね。

伊藤：採用されなかったんですか。でも、逃走というカルートがそうだっていうのであれば、そこで足跡が残ってる。で、それが違うとなったら。

西嶋：本人じゃないってということになるわな。それを僕は、有力な反証のひとつだと思ってたけど、なかなか



〈聞き手〉伊藤 修一 会員 (59期)

か弁護団の中では重視する人がいなくて、強調した人間が僕だけだったんだけど。

それで、仙台拘置所に行った時、偶然、竹澤さんも来てたわけ、仙台拘置所に。何でかって言うと、例の帝銀事件の。

伊藤：えっ。平沢（貞通）さんがいたんですか。

西嶋：彼は独房にいたわけ、死刑囚で。部屋中いっぱい絵があるのよ。

伊藤：彼はテンペラ画の画家ですからね。

西嶋：そうだ。テンペラやってるわけ。それで独房内で描かせてもらってたわけ、死刑囚だから。なかなかいい作品があった。あちこちあるわけ。帰りがけに竹澤さんが、「君、あれ1枚買ってくればよかったのに」なんて帰りの電車の中で言うのよ。困っちゃうよな。もっと早くに、拘置所で言ってくれば買ってきたのに。まあ、そういうこともあったなあ。

袴田事件

伊藤：島田事件に携わったつながりで袴田事件の方にお声がかかったという感じなんでしょうか。

西嶋：そう。島田事件やってる最中から袴田事件の弁護団、特に女性弁護団の方から僕に加わってくれて、連絡があったのよ。

伊藤：田中薫弁護士とかですか？

西嶋：そう。いや、こっちは島田事件が終わらないと、袴田事件には関与できないよって。それで、島田事件が無罪になって終わったのを見計らって、袴田事件の弁護団に加わったわけ。

伊藤：時期としては、平成の始めか、そのくらいですか。

西嶋：年代がよく分からなくなったな。

伊藤：袴田事件の第1次再審申立てが昭和61年です。島田事件で無罪判決が確定したのが平成元年1月31日です。島田事件が終わってすぐという感じでしたかね。でもその頃の袴田事件の再審請求審では、あんまり証拠が揃ってなかったという感じでしたかね。

西嶋：いや、ありていに言えば、静岡地裁は刑事部は1ヶ部しかないわけ。1ヶ部で2つの再審死刑事件をやるのは、これ大変だってわけよ。それで島田事件の決着を見るまで時間待ちという、事実上。それは、袴田弁護団にとっても別に新証拠があるわけではないから、そんなに悪いことではないということだったよね、事実上の話だけ。

伊藤：そうなると、裁判所も三者協議の期日を入れてこないということになるのでしょうか？

西嶋：期日も何も無い。再審だから。

伊藤：お呼びが掛かないんですね。

西嶋：弁護団の方でも、早く三者会議開いてくれ、何てそんなことできない。手持ち証拠が何も無いからね。内々の暗黙の合意という感じだったよね、裁判所と弁護団が。

伊藤：袴田事件では、以前にもDNA鑑定やってますよね。確かそのときは出なかったと思いますけど。

西嶋：あれは第1次再審請求審の抗告審だ。東京高裁でやったわけ。出なかったな。弁護側、検察側双方の鑑定人を入れてやった。それで今回も、いや、この前第1次再審請求審でやって出なかったんだから、出ないんじゃないかっていう疑念がみんなにあった。けれども、もう1回やってみようじゃないかって気運があって。できそうじゃないけど。

伊藤：それでH教授に頼んだわけですか。

西嶋：そう。それで、誰が話をつけてきたのかな、彼に。ちょっと思い出さないなあ。予備試験かなんか彼にやってもらって、そしたら出るぞ、ってことになって、正式にそれでお願いしたわけよ。

伊藤：普通はあんな保管状態だと、もう怖くてやれないって、みんな断るんですけど。よくやっていただいたと思います。

西嶋：彼も自信家だから、俺ならやれるってことじゃないの。だけど、その後シャットアウトされたんじゃないの。日本にもちろんいるんだけど、法医学者は死体がなきゃ話にならんわけだ。

再審法改正に対する視点 — 検察官の立場、裁判所の役割

伊藤：最後に、今般、再審法改正の機運が盛り上がっておりますが、再審法のあり方についてお考えをお話しいただけないでしょうか。

西嶋：再審における検察の立場っていうのがあまりはつきりと語られていないのではないかと、そこは危惧しているところだな。今の再審法の改正をする場合に、それ抜きには語れないでしょう。

伊藤：はい。

西嶋：なんで検事がシャーシャーと出てくるんだ。1度立証して有罪で終わってるんだ。それが誤りだっていうことで再審があるわけだから、誤りだっていう方が全部証拠を揃えたり、問題点を指摘したりして進めていく。それを、なんで上から被せるみたいな形になるのかと。確かに民事で言えば、主張立証に対して反論、反証する。これと同じで、検事は弾劾すりゃいいだけの話なんだ。もう立証は尽きてるんだから。さらに追加して主張立証っていうこと自体がおかしな話なんだよ。

伊藤：裁判所の再審におけるもうちょっと積極的な役割というか、そのあたりはいかがですか？例えば、提出命令の義務化とか。

西嶋：もうちょっと裁判所が役割を果たせるような規定を義務として導入すべきだ。再審を審理する裁判所の義務として。再審の主権者であるから、裁判所は。弁護側がいくら力んだって、こっちは勝手には進められない。

伊藤：おっしゃるとおりですね。まだまだお伺いしたいことがあるのですが、本日は時間ですので、ここまでとさせていただきます。本日はありがとうございました。

徳島ラジオ商事件

1953年11月5日午前5時頃、徳島県徳島市でラジオ商（現在でいう電器店）の店主宅に強盗が侵入。店主が殺害され、内縁の妻だった富士茂子さんが重傷を負った事件。警察は当初外部から侵入した強盗犯の犯行とみて男2人を逮捕したが、証拠が無く不起訴処分とした。その後、被害者である富士さんが犯人に仕立て上げられ、有罪判決を受けてしまった。

丸正事件

1955年5月11日から翌12日朝の間に、静岡県三島市にある丸正運送店の女性店主が絞殺され預金通帳がなくなっていたという事件。この事件の犯人として、トラック運転手の李得賢氏と運転助手の鈴木一男氏が逮捕され、2人は強盗殺人罪で起訴された。



1 最高裁白鳥・財田川決定以前 ——「針の穴に駱駝」

最高裁白鳥・財田川決定以前は「再審氷河期」であり、刑訴法435条6号の新証拠の明白性判断では、新証拠だけで無罪の立証を求めるような高いハードルが設定されていた（孤立評価説）。また、再審裁判所は、確定判決の心証に介入してはならず、確定審の旧証拠の判断には立ち入ることができない、とされていた（心証引継説）。

再審開始が認められた事件は吉田巖窟王事件、金森事件等ごくわずかであり、再審開始決定を得ることは「針の穴に駱駝を通すようなもの」とさえ評されていた。

2 最高裁白鳥・財田川決定以後 ——雪解けの時代

1975年の最高裁白鳥決定、1976年の最高裁財田川決定は、刑訴法435条6号の新証拠の明白性について、新証拠だけで判断するのではなく、新旧全証拠を総合的に評価して行うべきと判示した（孤立評価から総合評価、心証引継から再評価）。また、白鳥・財田川決定は、新旧全証拠の総合評価に際しては、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用されることを明確に判示した。

白鳥・財田川決定以後、死刑再審4事件と呼ばれる免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件で再審無罪が確定した。その他の著名重大事件では、弘前事件、加藤事件、米谷事件、梅田事件、徳島事件等で再審無罪が確定した。

3 1990年代の逆流現象 ——再び冬の時代に

しかし、1990年代に入ると、再審開始決定、再審無罪判決は激減した。著名重大事件で再審無罪となったのは榎井村事件のみであり、日弁連の支援事件でも、名張事件、マルヨ無線事件、袴田事件、日野町事件、布川事件等で再審請求が棄却された。

白鳥・財田川決定以降の雪解けの時代からの反動は「逆流現象」と言われ、再び冬の時代に逆戻りしたかのような様相を呈した。その背景として、裁判所の限定的再評価による判断、検察庁の証拠開示に対する組織的な消極的対応が指摘されている。

4 21世紀の再審 ——せめぎ合いの時代

21世紀に入ると、大崎事件（第1次）の再審開始決定を嚆矢として、再審に関する動きは再び活況を取り戻し、日弁連が支援する11件の事件（大崎事件、名張事件、布川事件、足利事件、福井事件、東京電力女性社員殺害事件、袴田事件、東住吉事件、松橋事件、日野町事件、湖東事件）で再審開始決定が出ている。

しかし、大崎事件、名張事件、福井事件は、その後に再審開始決定が取り消され、未だに救済されていない。袴田事件は、再審開始決定が取り消されたが、最高裁による破棄差戻を経て、2023年ようやく再審開始が確定した。日野町事件は、再審開始決定に対する検察官の即時抗告が棄却されたが、検察官の特別抗告により、未だに再審開始が確定していない。

再審裁判所によって証拠開示、訴訟指揮、訴訟進行等が異なるという「再審格差」も問題となっている。

再審に関する年表

特集

今こそ変えよう！再審法 — えん罪被害者の速やかな救済のために —

	再審事件に関する主な動き	再審問題、再審法改正に関する主な動き
1959年		日弁連、徳島事件特別委員会を設置
1962年		日弁連定期総会で「再審制度改正に関する決議」採択。 日弁連理事会で「刑事訴訟法第4編(再審)中改正要綱」採択
1963年 2月	名古屋高裁、吉田事件で再審無罪判決	
11月		日弁連第6回人権擁護大会で「再審制度の正しい運用を要望する件(決意)」を採択
1967年 11月		日弁連第10回人権擁護大会(松山)で「再審制度の運用に関する件(第一決議)」採択
1973年 8月		日弁連第16回人権擁護大会(札幌)で「刑事訴訟法の一部(再審)改正に関する決議」採択
1975年 5月	最高裁、白鳥決定	
1976年 10月	最高裁、財田川決定	日弁連第19回人権擁護大会(仙台)で「刑事訴訟法の一部(再審)改正に関する宣言」採択
1977年 1月		日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表
2月	仙台高裁、弘前事件で再審無罪判決	
7月	広島高裁、加藤事件で再審無罪判決	
1978年 5月		日弁連定期総会で「刑事再審法改正に関する決議」採択
7月	青森地裁、米谷事件で再審無罪判決	
1979年 11月		日弁連第22回人権擁護大会(福岡)で「刑事訴訟法の運用の改善と再審法改正等の実現に関する宣言」採択
1980年 12月	最高裁、免田事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定	
1981年 3月	高松高裁、財田川事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
1983年 1月	仙台高裁、松山事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
3月	高松高裁、徳島事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
7月	熊本地裁八代支部、免田事件で再審無罪判決	
1984年 3月	高松地裁、財田川事件で再審無罪判決	
7月	仙台地裁、松山事件で再審無罪判決	
10月		日弁連第27回人権擁護大会で「誤判の根絶を期する宣言」採択
1985年 4月		日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法(第四編再審)ならびに刑事訴訟規則中一部改正意見書」公表
7月	徳島地裁、徳島事件で再審無罪判決	
1986年 8月	釧路地裁、梅田事件で再審無罪判決	
1987年 3月	東京高裁、島田事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
1989年 1月	静岡地裁、島田事件で再審無罪判決	
1991年 3月		日弁連理事会で「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」採択
1994年 3月	高松高裁、櫻井村事件で再審無罪判決	
2002年 3月	鹿児島地裁、大崎事件(第1次)で再審開始決定	
2004年 12月	福岡高裁宮崎支部、大崎事件(第1次)で再審開始取消、再審請求棄却	
2005年 4月	名古屋高裁、名張事件(第7次)で再審開始決定	
2006年 12月	名古屋高裁、名張事件(第7次)で再審開始取消、再審請求棄却	
2009年 6月	東京高裁、足利事件で再審開始決定	
12月	最高裁、布川事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定	
2010年 3月	宇都宮地裁、足利事件で再審無罪判決	
4月	最高裁、名張事件(第7次)で再審開始取消を破棄差戻	東京弁護士会、人権擁護委員会に再審部会を設置
2011年 5月	水戸地裁土浦支部、布川事件で再審無罪判決	
11月	名古屋高裁金沢支部、福井事件で再審開始決定	
2012年 5月	名古屋地裁、名張事件(第7次)で再び再審開始取消、再審請求棄却	
6月	東京高裁、東京電力女性社員殺害事件で再審開始決定	
11月	東京高裁、東京電力女性社員殺害事件で再審判決(確定第一審の無罪判決に対する検察官の控訴棄却)	
2013年 3月	名古屋高裁、福井事件で再審開始取消、再審請求棄却	
2014年 3月	静岡地裁、袴田事件(第2次)で再審開始決定、袴田氏釈放	
2015年 10月	大阪高裁、東住吉事件で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
2016年 8月	大阪高裁、東住吉事件で再審無罪判決	
2017年 6月	鹿児島地裁、大崎事件(第3次)で再審開始決定	
2018年 3月	福岡高裁宮崎支部、大崎事件(第3次)で検察官の即時抗告棄却	
6月	東京高裁、袴田事件(第2次)で再審開始取消、再審請求棄却、袴田氏収監せず。	
7月	大津地裁、日野町事件(第2次)で再審開始決定	
10月	最高裁、松橋事件で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定	
2019年 3月	最高裁、湖東事件(第2次)で検察官の特別抗告棄却、再審開始確定 熊本地裁、松橋事件で再審無罪判決	
5月		日弁連、「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」公表
6月	最高裁、大崎事件(第3次)で再審開始取消、再審請求棄却	
10月		日弁連第62回人権擁護大会(徳島)で「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」採択
2020年 3月	大津地裁、湖東事件で再審無罪判決	
12月	最高裁、袴田事件(第2次)で再審開始取消を破棄差戻	
2022年 6月		日弁連、再審法改正実現本部を設置
2023年 2月	大阪高裁、日野町事件(第2次)で検察官の即時抗告棄却(検察官が特別抗告)	日弁連、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出
3月	東京高裁、袴田事件(第2次)で検察官の即時抗告棄却、再審開始確定	
4月		東京弁護士会、再審法改正実現本部を設置
5月		東京弁護士会定期総会で「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」採択

① 狭山事件

再審法改正実現本部 委員 鈴木 剛 (53期)



1 事案の概要

1963年5月1日、埼玉県狭山市で高校1年生の女子生徒（被害者）が下校後行方不明となり、その夜午後7時30分頃被害者宅に身代金を要求する脅迫状が届けられた。翌2日深夜、脅迫状に指定された身代金受け渡し場所に被害者の姉が赴き、警察は40人の警察官を張り込ませ、犯人逮捕を目論んだが、現れた犯人を取り逃がしてしまった。その後、同月4日に被害者は遺体で発見された。

埼玉県警は、被差別部落出身者が多く勤務する被害者宅近辺の養豚場に対し見込み捜査を行い、同月21日に同養豚場に勤務する石川一雄氏（当時24歳）に対し、「上申書」を作成させ、翌22日、県警鑑識課員によって脅迫状と「同一人の筆跡」との鑑定の間答が出された。翌23日早朝、石川氏は別件の恐喝未遂の容疑で逮捕された。

2 確定判決に至る経緯

警察による連日の取り調べがなされたものの、石川氏は1ヶ月近く否認を続けた。警察は石川氏を保釈直後に再逮捕の上、弁護人との接見を妨害した上で取り調べを続けた。同年6月20日に石川氏は自白に至り、7月9日に起訴された。

第一審（浦和地裁）係属中、石川氏は取調官から頻繁に手紙や現金の差し入れを受けていたこともあり、捜査段階における心理的拘束、警察官の言葉を信じて自白した人間関係から抜け出しておらず、自白を維持していた。第一審の死刑判決を受けて控訴審（東京高裁）からは再度否認に転じたものの、控訴審では無期懲役判決

であり、最高裁でも上告が棄却され、控訴審判決が確定した。

3 再審請求の経緯と現状

石川氏は1994年12月、再審請求中に仮出獄した。1977年に第1次再審請求、1986年に第2次再審請求がなされたがいずれも棄却され、2006年5月に第3次再審請求が行われている。

第3次再審請求で初めて証拠開示がなされ、これまでに約200点の証拠が開示されている。脅迫状と上申書の筆跡の一致については、開示された取調べテープと逮捕当日の上申書等によって、当時の石川氏が部落差別のために教育を受けられなかった非識字者であり、小学校1年時に習う平仮名表記のルールさえ習得できていなかった事実が明らかとなった。

また、確定判決は、石川氏の自白に基づいて被害者の万年筆が発見されたことを「秘密の暴露」であるとしているが、捜査機関が勝手場鴨居の上の万年筆を見落とすことは考えられず、また、以後の鑑定により、この万年筆が被害者のものであるのかについても合理的疑いが生じている。

さらに、取調べ録音テープの開示により、自白はおおよそ真犯人が自らの体験を語っているとは信じがたい内容であり、捜査官の強要・誘導によって虚偽自白が作出されている過程が明らかとなった。

現在、東京高裁第4刑事部に第3次再審請求審が係属中である。

② 鶴見事件

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49 期)



1 事案の概要

「鶴見事件」は、1988年6月20日、横浜市鶴見区で金融業者の夫婦が事務所内で殺害され、現金1200万円が奪われた強盗殺人事件である。高橋和利氏は、同日の約束で事務所に行ったところ、殺害された夫婦の死体を発見した。当時多額の負債を抱えていた高橋氏は警察に通報することなく、事務所内にあった現金1200万円が入ったビニール袋を持ち去り、自らの負債の返済に充ててしまった。高橋氏は、同年7月1日、警察に任意同行を求められ、当初は殺人については否認していたが、その後自白するに至り、強盗殺人罪で起訴された。

高橋氏は、第1回公判から殺人については一貫して無罪を主張していた。しかし、第一審判決（横浜地裁）は、自白の信用性を否定したにもかかわらず、状況証拠のみで有罪判決（死刑）を言い渡した。その後、控訴、上告も棄却され、第一審の有罪判決が確定した。

2 確定判決の問題点

第1の問題点は、高橋氏の自白の信用性が否定されたにもかかわらず、有罪を認定したことである。高橋氏の自白では、パールとプラスドライバーが凶器とされている。しかし、第一審判決、控訴審判決も、自白の信用性を否定し、凶器を特定することができなかった。

第2の問題点は、高橋氏を犯人とする直接的な証拠は全くなく、状況証拠のみで有罪を認定したことである。しかも、状況証拠には、高橋氏が被害者2名を殺害した犯人でなければ合理的に説明することができないとか、説明が極めて困難であるという事実関係は含まれていない。

第3の問題点は、高橋氏の犯人性を否定する

多数の消極的状況証拠を無視していることである。例えば、重要書類が入った布袋が現場から消失しているが、高橋氏はその存在自体を知らなかった。また、被害者2名には極めて多数の創傷があり、1人で殺害を実行することは困難であること、凶器は刺器、刃器、鈍器等が複数使用されていることからすれば、本件は複数犯の可能性が高い。

第4の問題点は、自白が信用できないことの影響を過少評価していることである。高橋氏が真犯人であれば、凶器について虚偽の自白をする理由は全くない。凶器について事実と反する自白をしたということは、いわゆる無知の暴露であり、高橋氏の無実を明らかにするものである。

3 再審請求の経緯と現状

高橋氏は、2006年4月17日、横浜地裁に第1次再審請求を申し立てた。日弁連は2017年8月に再審請求の支援を決定し、高橋氏は同年12月27日に第1次再審請求を取り下げ、第2次再審請求を申し立てた。

弁護団は、①本件の凶器についての法医学鑑定、②高橋氏以外の真犯人の可能性を示す新証拠、③本件現場から採取された黄色ビニール片、黒色小片は、いずれも高橋氏に由来するものではなく、真犯人に由来するものであるとする新証拠、④高橋氏の自白は虚偽であり、高橋氏は犯行を体験していない可能性が高いとする心理学鑑定等、多数の新証拠を提出していた。

しかし、2021年10月8日、高橋氏は病に倒れ、帰らぬ人となった（享年87歳）。同年12月24日、高橋氏の遺族が第3次再審請求の申立てを行い、現在、横浜地裁第2刑事部に再審請求審が係属中である。

③ 小石川事件

再審法改正実現本部 委員 宮野 絢子 (71 期)

1 事案の概要

「小石川事件」は、2002年7月31日夜、独居女性の被害者（当時84歳）がその住居であるアパートの室内において、何者かに口腔内にタオルを押し込まれて窒息死させられた上、現金約2000円在中のがま口財布を奪われた強盗殺人事件である。

当時22歳であった伊原康介氏は、同じアパートの一室に居住していたが、本件の約1か月後に同アパート2階の他の居室に侵入した窃盗事件の嫌疑で逮捕され、起訴された。捜査機関は、伊原氏を強盗殺人事件の犯人であると疑い、窃盗の起訴後勾留中、伊原氏に対する取調べを繰り返し長時間行った。伊原氏は、当初本件について否認していたが、同年12月の取調べで本件犯行を自白し、2003年1月に強盗殺人で逮捕された。しかし、伊原氏は、公判では一貫して否認した。

2 確定判決の判断

第一審判決（東京地裁）は、①被害者方居室から伊原氏のものと一致する遺留指紋が採取されていること、②被害者の死亡推定時刻にアパート2階に一人でいた伊原氏の行動を裏付ける客観的証拠がないこと、③アパートに居住する者以外の者が侵入し、犯行が行われた形跡がないこと、④伊原氏には動機があったこと、⑤伊原氏は、本件当日所持金をほとんど有していなかった一方で、翌日午前中の買い物代金を千円札で支払っていることなどの事情を総合すれば、伊原氏が本件犯行に関与している疑いが相当強いとして有罪判決（無期懲役）を言い渡した。

その後、控訴、上告も棄却され、第一審の有罪判決が確定した。

3 再審請求の経緯と現状

日弁連は、2015年5月に再審支援を決定し、弁護団は同年6月に、以下の鑑定等を主要な新証拠として、再審請求を行った。

① DNA鑑定

被害者の口内に押し込まれたタオルから検出された被害者以外のミトコンドリアDNA-HV1型が伊原氏のDNA型と異なること

② 指紋付着に関する再現実験

犯人が小物入れを開けて中を物色したとすれば、トランジスタラジオや、引き出し等に犯人の指紋が付着することが明らかになったが、当該場所から伊原氏の指紋は検出されていないこと

③ 繊維関係の新証拠

自白の犯行態様によれば、被害者の身体や着衣に犯人の着衣の構成繊維が付着する蓋然性が高いが、被害者の身体には当時伊原氏が着用していたとされるシャツと「類似した」繊維しか付着しておらず、犯行態様から合理的に推測される繊維の付着状況と整合しないこと

④ 犯行再現実験

被害者居室の状況を再現したところ、確定判決が認定した伊原氏の自白どおりの犯行が客観的に不可能であること

しかし、2020年3月に再審請求審（東京地裁）は再審請求を棄却し、2022年4月に即時抗告審（東京高裁）は即時抗告を棄却し、同年12月に最高裁は特別抗告を棄却し、第1次再審請求は終了した。

現在弁護団は、第2次再審請求を準備中である。

4 三鷹事件

人権擁護委員会 副委員長 佃 克彦 (45期)



1 事案の概要

「三鷹事件」とは、1949年に東京都三鷹市で無人の電車が暴走し、6名が死亡、20名が負傷した事件である。本件では、竹内景助氏ほか9名が電車転覆致死事件の共犯として起訴されたが、第一審の東京地裁は、竹内氏が単独で列車を暴走させたとして竹内氏を無期懲役とし、他の9名を無罪とした。竹内氏はその後東京高裁で死刑とされ、この死刑判決は1955年に最高裁で確定した。

しかし竹内氏は犯人ではない。冤罪である。竹内氏は1956年に再審請求をしたが、1967年に病気で亡くなり、手続きは審理の途中で終了となった。その後の2011年に竹内氏の長男が第2次再審請求をしたのが現在なお進行中の本件である。

2 確定判決の問題点

竹内氏が犯人でないことは、以下のような点から明らかといえる。

第1に、竹内氏はこの件で、「単独で列車を暴走させた」旨の自白をしているが、逮捕時から公判の間に、当初は否認し、その後単独犯行の自白をし、更にその後、他の被告人との共同犯行である旨の自白をし…と供述を計7回も変転させており、しかも、確定判決の根拠とされている単独犯行の自白の内容は、「現場で拾った針金と紙ひもで電車を起動させ暴走させた」という荒唐無稽なものである。

第2に、この自白の補強証拠は、同じく国鉄に勤めていたS氏の見撃供述が唯一のものであるが、S氏の供述は、事件に近い時間帯に現場近くで竹内氏を見たというものであって事件と竹内氏の結びつきが遠く、見撃条件も、夜に横顔を短時間見ただけのものである。

第3に、本件では、自白と現場の状況との間に

も数々の矛盾がある。

例えばパンタグラフ。竹内氏は自白で、「自分は先頭車両の運転室で1両目のパンタグラフのみを上げて電車を暴走させた」と供述しているが、事故時の写真によるとパンタグラフは2両目も上がっていた。2両目のパンタグラフを上げるには2両目に移動する必要があるのであり、2両目に移動したとは述べていない竹内氏の自白は、現場の状況と矛盾する。

また、最後尾の前照灯にも同じ問題がある。本件事故時、最後尾の前照灯が点灯していたことが証拠上認められ、この最後尾の前照灯を点灯するには最後尾車両に入る必要があるが、竹内氏の自白では竹内氏は先頭車両にしか入っていない。これでは最後尾の前照灯を点灯できず、ここでも自白は現場の状況と矛盾する。

3 再審請求の経緯と現状

再審請求には様々な新証拠を提出した。

例えば、上記2点目の目撃供述の問題については、認知心理学の専門家である巖島行雄日本大学教授（当時）にS氏の見撃状況の再現実験を依頼し、S氏の見撃環境では条件が悪く確かな鑑別ができないという結果の同教授の鑑定書を証拠提出した。

また、上記3点目の自白と現場の状況との矛盾については、電車システムに詳しい曾根悟東京大学名誉教授や国鉄の元運転士の意見書を証拠提出した。

しかし、東京高裁（再審請求審）は2019年7月、再審請求を棄却した。また、これに対する異議申立も、2022年3月に東京高裁（異議審）で棄却された。

再審請求は現在、最高裁第2小法廷の特別抗告審に移っている。

4 再審支援及び再審法改正に向けた日弁連と当会の取組み

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50期)



1 再審請求事件の支援のはじまり

今年3月、袴田さんの再審開始決定を伝えるニュースには、弁護団のメンバーとともに日弁連の会長の姿もあった。日弁連は袴田さんの再審請求事件という個別事件を“支援”している。「じゃあ、オレの手持ち事件は支援してくれないのか…」日弁連が個別事件の支援をすることを奇異に感じる方がいるかもしれない。このことから説明したい。

人権を侵害されているという市民の訴えに弁護士会が調査して対応することに違和感を持つ人は少ない。日弁連の会則には「人権擁護委員会は、基本的人権を擁護するため、人権侵犯について調査をし、人権を侵犯された者に対して救護その他適切な措置を採ることを任務とする」(75条)とある。当会の会則にも類似の規定があり、「人権侵犯についての調査」が人権擁護委員会の職務の1つとされている(東弁会則94条)。

これらの規定を根拠に、日弁連も当会も人権救済申立制度を設け、現に日弁連には毎年約400件、当会にも年間30件から多いと100件を超える人権侵害からの救済を求める申立書が届いている。

1959年1月、「徳島事件(徳島ラジオ商事件)の捜査には人権侵害がある」と書かれた書簡が日弁連に届いた。侵害事実が具体的に主張されており、人権擁護委員会はその責務として調査を始めた。このとき服役中だった富士茂子さんは、前年の1958年5月10日に上告を取下げ、懲役13年の判決が確定していた。

日弁連は、徳島事件の調査を行い、違法な取り調べで関係者の虚偽供述が強要されたもので、富士さんは無罪であると法務大臣等に要望を行った。ところが、確定した刑事事件に関して要望をしたところで、

なんら検察庁の動きがないことから、再審請求事件それ自体を人権擁護委員会の委員らが担っていくことになる。これが日弁連が個別の再審請求事件の支援を行う契機となった。日弁連の活動は1980年の再審開始決定、1985年の無罪判決に結びつくが、既に1979年に富士さんは亡くなっていた(冒頭のインタビュー記事も参照)。

日弁連が再審事件の支援を行う理由は、時に命さえ奪う“えん罪”が人権侵害の最たるものだからである。

2 日弁連の再審支援の現状

日弁連は、申立てがあれば、すべての事件を支援するわけではない。申立件数と支援決定件数を比較すると、狭き門であることは間違いない。それでもこの狭き門を通して支援決定に至ったということは、誤判の可能性が高い事案だともいえる。

現在では、再審請求の支援が決定されると、人権擁護委員会内に当該事件の再審事件委員会が設置されることになっている。再審事件委員会は、既存の弁護団がある場合は、その弁護団のメンバーと一体となって再審請求の活動に当たる。この人的支援にとどまらず、再審活動に必要な鑑定・実験等の費用の援助が行われることも多く、記録の管理・謄写等の事務手続を日弁連職員が担うことも大きな支援になっている。なにより、日弁連が当該事件は誤判の疑いが高いと認定し、その再審請求の支援を決定することは、当事者、支援者らにとって大きな励みになり、社会的に耳目を集めることにも繋がっている。

現在、日弁連が支援して再審請求中の事件は12件あり、これとは別に、これまで日弁連が支援して再審無罪が確定した事件が18件ある。このうち近時の主なものを別表(次頁)にあげた。

最近の主な支援事件

<p>足利事件 2002年支援決定 2010年再審無罪確定</p>	<p>1990年、栃木県足利市で4歳の女児が行方不明となり、後に死体で発見された。幼稚園のバス運転手をしていた菅家さんが捨てたゴミから検出したDNA型鑑定等を根拠に無期懲役の判決が出され、2000年に確定した。その後、犯行現場付近に遺留されていた被害者着衣に付着したDNA型が菅家さんの型と一致しないことが判明して再審開始となった。</p>
<p>布川事件 1978年事件委員会設置 2011年再審無罪確定</p>	<p>1967年、茨城県内において、一人暮らしの男性が自宅で殺害されているのが発見された。櫻井さんと杉山さんは、いずれも別件で逮捕・勾留されて本件の自白に追い込まれ、それを根拠に有罪認定がなされ無期懲役が確定した。後に自白や目撃証言が信用できないことが明らかとなり、再審開始となった。</p>
<p>東電女性社員殺害事件 2006年支援決定 2012年再審無罪確定</p>	<p>1997年、渋谷区にあるアパートの1階で女性の死体が発見された。オーバーステイの別件で逮捕されたネパール人のゴビンダさんが起訴され、一審は無罪となったが、2000年、東京高裁は無期懲役の判決を言い渡し、後にこれが確定した。その後、現場に残された遺留物のDNA型がゴビンダさんのものとは異なることなどを理由に再審が開始された。</p>
<p>東住吉事件 2012年支援決定 2016年再審無罪確定</p>	<p>1995年、大阪市東住吉区内の民家で火災が発生し、小学6年生の女児が焼死した。女児の母親である青木さんと、内縁関係の朴さんが保険金目的で放火殺人を行ったと認定され、2006年、両名の無期懲役が確定した。その後、再現実験の結果などから自白が信用できないとされ、再審が開始された。</p>
<p><small>まつばせ</small> 松橋事件 2011年支援決定 2019年再審無罪確定</p>	<p>1985年、熊本県の松橋町(当時)の居家で刃物で頸部を多数回刺された男性が発見された。宮田さんは、事件直後から連日、長時間にわたる取調べを受けて自白に追い込まれ、それを主な根拠に有罪となり、1990年、懲役13年の刑が確定した。その後、客観証拠と宮田さんの自白が矛盾するなどとして、再審開始が決まった。</p>
<p>湖東事件 2018年支援決定 2020年再審無罪確定</p>	<p>2002年、滋賀県湖東町(当時)の病院で人工呼吸器を付けていた患者が亡くなり、間もなく看護助手をしていた西山さんがチューブを外したと自白して逮捕された。西山さんは公判廷では無罪を主張したが、2007年に懲役12年の刑が確定した。後に自白は信用できず患者の死因は致死的不整脈であった可能性を排除できないなどとして、再審が開始された。</p>

3 当会の再審支援の取組み

日弁連に対して再審支援を求める申立件数は、2001年9件、2002年12件などと推移していたが、その後、年間に20件を超えることが常態化し、2009年には、前年の22件から急伸して39件の申立てを数えた。もはや適正な事件の調査を行うことが難しくなってきた。

この窮状をみかねて、当会人権擁護委員会の有志が立ち上がった。このときまで、当会をはじめとした弁護士会には、再審支援を受け付ける窓口はなかった。一般事件と同様に受理して調査を行う例はあったが、弁護士会には再審支援活動の実績もその調査のノウハウもなく、申立てがあると、多くは日弁連に移送せざるをえないのが実態であった。

しかし、再審請求の支援活動は、経験を積んだ日弁連の委員のようにはできなくとも、確定した事件が誤判の可能性はあるか否かの検討は、普通の刑事事件の事件処理と質的に異なるものではなく、できな

ければおかしいともいえる。2010年5月、日弁連の委員も兼任するメンバーを新たに委員にむかえ、当会人権擁護委員会の中に再審支援の申立事件を審査する「特別部会」を設置した。

現に申立事件の処理をはじめると、(不謹慎だが)とても勉強になることがわかった。事件を受理すると、申立人のえん罪の主張を把握する一方で、確定に至るまでの事件記録を入手することからはじめる。各審級毎の審理の経過を弁護人の主張とともに確認ができる。事後的な評価ではあるが、「ここはこのような主張をすべきだった」などとベテランから若手の委員まで、皆で生の素材を手許に討議ができるのである。再審特別部会は、後に他の事件部会に肩を並べて「第6部会」に昇格し、2011年から昨年2022年までの12年間で累計76件の事件を受け持っている。これは同期間の全申立件数761件の1割にあたる。なお、当会の「活躍」があっても、日弁連への申立件数の増加傾向はその後も変わらなかった。

4 日弁連の再審法改正運動

日弁連は、2019年5月に「再審における証拠開示の法制化を求める意見書」を取りまとめたのに続き、本年2月、「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を策定し公表した（日弁連改正案の骨子を別表（下記）に整理してまとめた）。

日弁連が再審法の改正を提言したのは今回がはじめてではない。1962年から1991年までの間に実に4回にもわたって具体的な改正提案を行ったが、ごとく実現が阻まれている。今次の意見書の改正案は5度目である。

意見書を発出するだけでなく、改正を実現すべく、日弁連は意見書発出に先立って再審法改正実現本部を立ち上げた。これに平仄を合わせ当会も本年4月、同名の再審法改正実現本部を立ち上げ、定期総会では「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

いずれの意見書でも共通して強調されているのは、①全面的な証拠開示の制度化と、②再審開始決定に

対する検察官による不服申立ての禁止である。いずれも極めて深刻な立法事実に基づく提案である。

冒頭インタビュー記事の袴田事件、前頁別表の東京電力女性社員殺害事件、布川事件、松橋事件などは、いずれも熱心な裁判官が担当したことで検察官に証拠開示させたことが再審無罪に繋がっている。「5点の衣類」のカラー写真やネガが開示されなければ、今も袴田さんが拘束されたままであった可能性を考えると寒気すらおぼえる。

袴田さんは、2014年に再審開始決定があったが、検察官上訴のために、10年経とうとしている今もなお被告人の立場にある。大崎事件*1の原口さんにはじめの再審開始決定がでたのは2002年である。2017年には二度目の再審開始決定があった。それでも検察官上訴によって、今もなお再審公判が始まらない。原口さんは現在96歳である。

5度目に「また」は許されない。これらの立法事実が社会に強烈なインパクトを与えている今を逃すとさらに何十年も機会を失うかもしれない。今、必ず再審法改正を実現させなければならない。

日弁連再審法改正案の骨子

① 証拠開示の制度化

検察官の証拠隠しを防ぐべく証拠開示制度を整備するとともに、記録や証拠品の保存等に関する規定も設けた。

② 検察官抗告の禁止

再審開始決定に対する検察官の不当な不服申立てが繰り返される深刻な事態が続出していることから、これを禁止することとした。

③ 再審請求人に対する手続保障を中心とする手続規定の整備

弁護人の援助を受ける権利とともに、再審請求人の主体的関与を可能にするための手続規定を整備した。

④ 白鳥・財田川決定の趣旨の明文化と再審請求の理由の拡大

新旧全証拠の総合評価と「疑わしいときは被告人の利益に」原則の適用を明確にした。また、死刑事件における犯情事実の誤認や憲法違反手続があることを再審請求理由に加えた。

⑤ 裁判所の公正・適正な判断を担保する制度の整備

重要手続の公開とともに、当該事件の過去の審理・判断に関与したことを除斥・忌避事由として明記した。

⑥ 刑の執行停止に関する規定の整備

死刑確定者に対する拘置の執行停止を含んだ刑の執行停止に関する規定を設けた。

*1：第1次再審請求に対して、2002年、再審開始決定があったが、検察官の即時抗告で開始決定が取り消された。第3次再審請求でも、2017年に再審開始決定があり、即時抗告も棄却されたが、2019年、最高裁の「世紀の大誤審」で再審開始決定が取り消された。現在、第4次再審請求事件が最高裁に係属している。



1 「時に権力は事実を造る」

袴田事件弁護団長をされている西嶋勝彦会員は、2023年7月13日に開催した夏期合同研究・全体討議「変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～」において、「時に権力は事実を造る」とお話しされていた。各再審事件の経過についての報告をみるに、時に、警察・検察が「事実を造る」ことがある、そして裁判所がそれを安易に見過ごすことがある、という認識に強く共感する。

日本弁護士連合会の人権擁護大会で配布される『再審通信』には、えん罪事件に向き合い、えん罪被害者と共に果てしなく困難な闘いに多大なる労力を捧げている弁護士たちの活動の一端が記録されている。

日本の「司法」が全体として適正に機能するためには、法曹三者のそれぞれが適正に機能し、かつ、相互に機能し合う必要がある。警察の違法な捜査を検察官が糾すことができない、場合によっては証拠隠し等によりさらに事態を悪化させる、裁判所が違法を安易に見逃す、真実の探求に真摯に向き合わない、そんなときは、弁護士・弁護士会がえん罪事件に向き合い、えん罪被害者と共に闘わなくてはならない。それこそが基本的人権を擁護し、社会正義を実現する弁護士・弁護士会の使命ではないか。

いまさらながら、「自分に何かできることはないか」を問いたい。

2 再審事件の支援活動に参加する

いまから何ができるか。再審事件の支援活動に参加できるか。

再審事件は、検察官の不服申立てなどにより長期化しているものが多く、これまでの支援活動に携わっていない弁護士は「いまさら参加させてもらうことなどできない」と思いがちである。もちろん、各弁護団の判断で

はあるが、真摯に支援活動に参加したいという弁護士を、無碍に拒絶する弁護団は多くないであろう。これまでの経緯もあって各事件の「弁護人」に加わることはできなくとも、手弁当覚悟で真摯に活動する意欲があれば、弁護団会議等に臨席する機会は得られそうである。

また、当会の人権擁護委員会・第6部会に参加し、再審支援の申立事件を審査する形で、再審事件の支援に関与する方法もある。確定記録の審査の過程を通じて自己の事件処理のスキル向上にもつながる。

3 再審法の改正運動に参加する

再審法改正に向けた活動に参加できるか。これは、すぐにでも可能である。当本部（当会の再審法改正実現本部）は、定員100名の本部であり、まだまだ定員余力がある。ぜひともご参加いただきたい。

改正運動については、今後、さまざまな角度から展開する必要があるが、意見書・提言書の作成、市民向けシンポジウムの開催、メディア向け勉強会・レクチャーの実施、国会議員・地方議会議員への働きかけ（ロビイング活動）などが考えられる。

再審法改正に向けた活動では、「再審法改正をめざす市民の会」などの市民団体や日本弁護士政治連盟（弁政連）との連携も重要である。弁政連は、現在、日本弁護士連合会によるロビイング活動を側方から支援しており、弁政連に入会の上、弁政連の一員として活動する方法もある。

4 最後に

「間違いがあったかもしれないなら、もう1回きちんと裁判をする、というシンプルな、あるべき姿をルールにする」（日本弁護士連合会の再審法改正プロジェクト「ACT for RETRIAL」）、そんな活動を一緒にはじめましょう。

元ラグビー日本代表選手・医大生

福岡 堅樹さん

ラグビーワールドカップ2023の開幕直前の時期に、元ラグビー日本代表・福岡堅樹さんにお話を伺う機会を得ました。

2015年に日本代表に選出され、「スピードスター」と称された俊足を武器にウイングとして大活躍しながらも、医師というセカンドキャリアを目指し、28歳の若さで現役を引退した福岡堅樹さんは、自らの人生をどのように疾走しているのか。そこには、常に先を見据えて妥協しない生き方がありました。

聞き手・構成：奥 国範、雨宮 慶、小峯 健介
写真撮影：坂 仁根



— ラグビーを始められた契機は何ですか。

父親が高校・大学とラグビーをやっており、子どもと一緒にラグビーをやりたいという思いがあったようで、5歳の頃に、地元で玄海ジュニアラグビークラブというチームが新設されたことを契機に連れて行かれました。元々、身体を動かすのが好きだったので、すぐに夢中になりました。

中学校に入ってもラグビーをメインに続けていましたが、ラグビーの練習が土曜日、日曜日に限られていたので、中学校では陸上部にも入って、短距離走や走り幅跳び、三段跳びなどの跳躍系の種目で身体を鍛えていました。

— 当時の福岡県内では、東福岡高校が花園（全国高等学校ラグビーフットボール大会）に10年近く、連続出場していましたが、福岡高校に進学されました。

中学生の当時は、ラグビーの日本代表になりたいとか、プロ選手になろうとかという気持ちは全然なかったんです。学区制の公立高校の中で一番の進学校だったのが福岡高校で、さらにラグビーにも力が入っていて有名な指導者もいましたので、福岡高校に進学することに迷いはなかったです。

父親からは、私が高校3年生になる年度（2010年度）は、花園が第90回の記念大会にあたるので、福岡県から2校選出される可能性があり、東福岡高校以外の高校にも花園出場のチャンスがある、などと言われていました。中学時代の福岡県選抜のメンバーたちの間では「一緒に東福岡を倒そう！」という雰囲気があり、いい仲間が集まりました。

— 高校進学時から医師志望だったのですか。

それもあります。ラグビーをやりながらも、学業とは両立したいという思いがありました。医師になるという具体的な志望があったわけではないのですが、祖父が医師、父親が歯科医師、親戚にも医師が多いという家系でしたので、医学部という進路は頭にありまして、何より医学部を目標に置いて勉強しておけば選択肢が広がるという思いがありました。

— ところで、ご自身の姓と同じ「福岡」という高校に進学することは気になりませんでしたか。

ずっと福岡県内で育っていましたので、特に気にならなかったですが、県選抜に招集された際に他校の先輩から「お前、それ、ギャグで（福岡高校に）入った

の(笑)?」と言われたことがあります。

でも、一発で名前を憶えてもらえるので、ありがたかったです。

—— 高校3年時に福岡高校を28年ぶりの花園出場に導きました。みなさん、盛り上がりませんか。

みんなで頑張りました。福岡高校はラグビー部の歴史も古かったので、すごく応援してもらいました。OBのみなさんにも喜んでいただき、それぞれ花園を何往復もできるような多額の寄附もいただきました。

28年ぶりということもあり、めちゃめちゃ嬉しかったです。本当にいいメンバーに恵まれました。

—— 高校時代はラグビー一色だったのですね。

いえ。もちろんラグビー中心の生活ではありましたが、高校時代には、いろいろな思い出があります。仲のよい友人たちとバンドを組んで、ドラムやキーボードを担当していました。たまにハモリなんかもやっていました。今でも一番仲のよい友人たちです。

—— 高校時代からウイングだったようですが、ポジションにこだわりはありますか。スクラムハーフやスタンドオフなどのゲームメイクをするポジションに興味はなかったのですか。

テレビで見るオールブラックスの選手などでカッコいいと思う選手は、ゲームをコントロールするポジションの選手でしたので、やっぱりそういうポジションに憧れはありました。小学生の頃などはスタンドオフなどを経験したこともありますが、最終的には、自分のスピードを活かすことができるポジションということで、ウイングが合っていたように思います。

スピードに関しては、高校生の頃から意識して取り組んでいました。僕は、かつては突っ込んだ前傾姿勢のまま走っていたのですが、これだと初速はいいんですが、トップスピードが足りないんです。陸上競技の短距離走では途中からしっかりと身体を起こす走り方をするので、そういった面を取り入れていました。自分は、頭で考えてプレーするタイプなので、走り方についても理論面を意識していました。

—— 大学の志望校はどのように選んだのですか。

高校3年生のときは、12月末に花園から帰ってきて、センター試験まで2週間くらいしかありませんでしたので、筑波大学の医学部しか受験せず、もはや浪人をする気(大学受験浪人になる気)満々でした。

私立であれば帝京大学や東海大学なども、高いレベルでラグビーを続けながら医学を学べるのですが、学費がとても高額だったので、国公立の筑波大学を目指していました。高校のラグビー部の先輩に筑波大学に進学する人が多かったので、筑波大学の試合をよく見ていたのですが、自由な雰囲気が伝わり、ここでラグビーができれば楽しいだろうなと思っていました。学業との両立という面でも筑波大学が魅力的でした。

1年間浪人をする事になりましたが、右膝の前十字靭帯を怪我したまま花園でプレーしていたので、浪人中に手術をして、リハビリをしながら勉強をしていました。身体を休めるちょうどいい機会になり、勉強をする時間もしっかり確保できました。翌年の受験では、前期試験で医学部がダメだったので、後期試験で情報学群に切り替えて、無事に筑波大学に合格しました。

—— 入学直後から日体大戦で6トライし、対抗戦で筑波大学初の優勝、その後も大学選手権で初の準優勝に導くなど大活躍でした。

僕が入ったときの筑波大学ラグビー部は本当に強かったです。指摘いただいた日体大戦もいい形でボールをたくさん回していただいたので、結果的に6トライしましたが、うち5トライは前半で、後半はバテてしまって足がつって交代しました。対抗戦の優勝を決めた決勝戦(帝京大学戦)もメンバー外でした。

当時の筑波大学ラグビー部はスロースターターな側面があり、シーズンを通じてどんどん強くなっていくことが実感できました。そうした過程を経て、最終的に、大学選手権のときに本当によいチームが出来上がって、大学選手権での準優勝という結果にも結び付きました。

—— 大学生ながら日本代表にも招集されました。

大学時代は、まずは筑波大学でレギュラーを獲得することを目標にプレーしていたのですが、当時の日本代表のエディ・ジョーンズ監督の目に留めていただいたよう

です。日本代表に選出していただいた2013年春は、まだ大学2年生だったのですが、エディ監督からは、その時点で「2019年のW杯日本大会の時の中心メンバーになって欲しい」と声を掛けていただきました。それまで、僕は、大学時代も学業との両立を第一に考えていましたが、2019年W杯の頃まではラグビーをやりきろう、医学部への進学はその後でチャレンジしようと思いました。ラグビーを自分の人生の目標の一つとして定め、2019年W杯という具体的な目標を設定できたので、ここから逆算して、大学卒業から5年間、つまり2020年まではプロ選手としてラグビーをやろうと考えました。

—— プロ選手の期間を最初から5年間と区切っていたのですか。すごく計画的な人生設計ですね。

自分は、終わりが見えているからこそ頑張れる、短期的な目標を定めて、その目標から逆算して目の前のことを一つ一つクリアしていく、そういう進め方が性に合っているのだと思います。膝に怪我を抱えていましたし、医師にもなりたいたいと思っていたので、プロ選手の期間は2016年から2020年までと決めていました。

そして、5年後には医学部を目指そうと考えていたので、プロ選手の期間も勉強を継続していました。もちろん、プロ選手ですので、大学時代に比べてラグビーにかける時間は増えていたのですが、それでも19時くらいには自分の自由な時間を確保できたので、将来の医学部受験のために忘れてはいけない最低限の基礎的な知識等を維持するための勉強を継続していました。1日に1時間くらいの時間でしたが、大学受験予備校の通信講座を受講していました。

—— 日本代表ではどうでしたか。練習量など大学やプロチームでの練習とは違いましたか。印象に残っている試合などはありますか。

日本代表の練習については、それはもう、まるで他とは違いました。まずは、身体を海外の選手たちと渡り合えるようにするというので、普段の練習から付いていくのがやっとなかったです。おかげで、フィジカル強化のためのウェイトトレーニング、ボディケアなどいろいろ学びましたし、自分自身の意識も変わったと思います。

試合については、勝った試合も負けた試合も、それぞれによく覚えています。2015年W杯では、自分が出場できなかった南アフリカ共和国戦の記憶は鮮明に残っていますし、逆にその直後のスコットランド戦は自分が何もできなかった試合という意味ですごく記憶に残っています。

日本代表では、フィジカル、スキル、メンタルなどいろいろな面で徹底的に教え込まれ、すごく苦しい練習もありましたが、それがあつたからこそ2019年に自分らしいプレーができたかなと思います。

—— 2019年W杯の直前に怪我をされました。どんな心境でしたか。

W杯テストマッチでふくらはぎの肉離れをおこしてしまったのですが、数日前から筋肉の調子が悪く感じており、プレー開始直後に、もうピキッときていて肉離れの傾向だと感じていました。ただ、この段階の痛みであれば、おそらくW杯の期間中に復帰できると自分ではわかっていたので、この時点で退場させてもらい、すぐにケアに入りました。4戦目のスコットランド戦がベスト8に進出するための鍵だと思っていたので、初戦のロシア戦に欠場してでも、スコットランド戦には絶対に（ふくらはぎの具合を）合わせて行こうと思いました。2戦目のアイルランド戦、3戦目のサモア戦のときは、まだある程度リスクがある状態でしたが、4戦目のスコットランド戦は万全でした。

—— 2019年W杯はベスト8に進出し、個人としてはマグニフィセント・セブンに選出されました。

素直に嬉しかったです。自分のラグビー人生において一番の目標に掲げていた大会ですので、そこでチームとしてベスト8に入り、個人としても自分のプレーを世界的に認めていただいたので、もうラグビーはやり切ったと言えます。2019年W杯は、自分にとってそういう大会でした。

—— 15人制ラグビーだけではなく、7人制ラグビー（セブンズ）にも挑戦され、東京五輪の出場を目指していましたが、開催延期を受けて、現役引退を宣言されました。

ラグビー（15人制）とセブンズ（7人制）は、全然

違う競技なんです。身体を作り変えないと対応できない。ただ、スポーツ選手として、W杯と五輪の双方を目指せる環境があるのに目指さないというのはもったいないという思いから、セブンズにも挑戦しました。2016年リオデジャネイロ五輪に出場させていただいたこともありましたし、元々2020年までラグビーをやるうと決めていたので、東京五輪の出場を目指しました。しかし、合宿中に東京五輪の延期の可能性が伝えられ、延期された場合には自分のラグビー人生も1年延ばすのか、開催延期のタイミングでセカンドキャリアに向けた移行、つまり医学部を目指す勉強を再開するのかを考えました。非常に悩んだのですが、自分は、これまでずっとタイミングに恵まれてきたので、後者の選択肢が自分にはしっくりとききました。東京五輪は自分の舞台ではなかったのだと考えると、とても腑に落ちて、周囲の人々も応援してくれました。

—— セカンドキャリア転向を決めて、数か月で順天堂大学医学部に合格されて、医学の道に進まれました。どんな勉強をされたのでしょうか。

東京五輪の延期が決まった時点で、医学部受験を再開することとし、医学部専門の受験予備校と相談してプランを組んでいただき、志望校も1本に絞って勉強しました。合格後も勉強中の身ですが、医学の道に進むと公言してきたからこそ、頑張れている部分があります。

—— どんな医師になりたいですか。

患者の人生と一緒に考えられる医師になりたいと思っています。医師への憧れの原点である祖父や、自分の膝の手術を担当してくれた医師がそうでした。臨床医として活躍したいという思いがあります。自分自身がスポーツをやってきた人間ですので、スポーツ医療というのも一つの選択肢かもしれませんが、いまはまだ分野を限定せずに、学びながら自分の可塑性を試していきたいと思っています。

—— これまでに弁護士や司法とのかかわりはありますか。弁護士や司法にどんなイメージをお持ちですか。

これまであまり直接かかわる機会はなかったのです

が、医学部でSDH (Social Determinants of Health [健康の社会的決定要因]) について学ぶ機会があり、体験型の活動として、ホームレスの方に対する炊き出しボランティアなどに参加したのですが、その際に、法律相談をされている日弁連の方などと少しお話しする機会がありました。

弁護士の方々は、多角的な視野でさまざまな社会的課題に取り組んでおられ、自分にはない視点を教えられ、とても貴重な経験をしました。

—— 医師兼弁護士という方も結構いますので、医師として5年くらい活躍された後は、弁護士にも挑戦してみたいかどうか(笑)。

マクロな視点で医療を考えていくためには、法律の視点も重要なかもしれませんが、まずは立派な医師になることが最優先の課題なので(笑)。

—— 近年、ラグビーに取り組む子どもたちが増えているように思います。何かメッセージを。

ラグビーを楽しむ子どもが増えることはすごく嬉しいことです。社会を生きていくにあたり、ラグビーのようなチームスポーツで自己犠牲の精神を学んだり、一緒に苦しみや喜びを分かち合う経験をしたりすることはとても重要であり、人格形成にすごくよい影響を与えていると思います。たくさん子どもたちが、そういった形でラグビーに触れる機会があってくると嬉しいと思います。

—— 最後に。2023年W杯が始まりますね。

日本代表が入った「POOL D」というグループは、本当に厳しいグループだと思います。各国のレベルも上がり、日本代表に対する分析も進んでいます。前回ベスト8ということで、今までとは違ったプレッシャーの中で戦うことになると思います。とにかく応援したいと思っています。

プロフィール ふくおか・けんき

1992年生まれ。福岡県古賀市出身。福岡高校、筑波大学卒業。ラグビー日本代表として2015W杯・2019W杯に出場。2021年5月現役引退。順天堂大学医学部 在学中。

2023年度 夏期合同研究

第1分科会

実践的弁護士費用保険活用法 ～LACの現状分析総ざらい

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長 池田 龍吾 (71期)

本分科会では、日弁連LACが関与する弁護士費用保険の種類及び弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題点を取り上げた。

開会の辞として、伊藤委員長から、弁護士費用保険の近年における年間取扱件数は、日弁連LACでは37,000～39,000件程度、当会LACでは1,800～1,900件程度であり、交通事故以外の拡大分野においても続々と商品化されていることが報告された。

本編第一部として、神永副委員長から、日弁連LACが

関与する弁護士費用保険は2023年6月現在11種類商品化されていること及びそれぞれの概要が報告された。

本編第二部として、伊藤委員長及び神永副委員長から、弁護士費用保険の保険金請求をする際の問題点が取り上げられ、保険金請求にあたり疑義が生じうる事項については、事前に保険会社へ確認及び協議をすべき旨が報告された。

最後に、石田副委員長から、弁護士費用保険は、日弁連LACと保険会社が練り上げて商品化しているので利用されたい旨報告され、閉会となった。

第2分科会

主任弁護士と共に学ぶ、技能実習生の死体遺棄事件 ～逆転無罪判決への道のり及び同判決に見る技能実習制度の構造的問題～

外国人の権利に関する委員会委員長 林 純子 (68期)

石黒大貴弁護士（熊本県弁護士会）に、妊娠した実習生を取り巻く問題と孤立出産事例における死体遺棄罪の成立範囲について、解説をしていただいた。

本事件は、ベトナム人技能実習生が2020年11月に、熊本県内の実習先の寮で双子を孤立出産（死産）した後、遺体をタオルで包んで、吊いの手紙と一緒に段ボール箱に入れておいたところ、死体遺棄罪に問われたものである。一審・二審は、女性の行為が死体の放置または隠匿に当たるとして遺棄を認めしたが、最高裁は、「習俗上の埋葬等と相いれ

ない処置とは認められない」として死体遺棄罪の成立を否定、無罪判決を言い渡した（最高裁第二小法廷令和5年3月24日判決（公刊物未登載））。

本事件の背景には技能実習制度があるものの、孤立出産という意味ではより広い問題であること、また、国内外には様々な習俗上の葬祭方法があるにもかかわらず、裁判所が葬祭方法として認められる行為を判断することは、信教の自由の侵害となる可能性が高いこと等をご指摘いただいた。

第3分科会

裁判所に憲法判断を求める手法と技術 ～最高裁判所判事及び憲法訴訟代理人の立場から～

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57期)

「どうすれば裁判所が憲法判断をせざるを得なくなるか、代理人ができることは何か」を問題意識として、元最高裁判所裁判官であり、憲法訴訟の代理人でもある泉徳治会員による講演を行った。

泉会員は、裁判官が違憲審査に消極的な理由として、①選挙で選ばれていないという裁判官の意識と、②裁判官が刑事民事事件に比較して違憲審査に不慣れであること、③憲法の条文が抽象的であることを指摘した。同時に対策として①裁判所の役割について正しい認識を求めること、

②国家行為が合憲となるための要件を踏まえて違憲の主張をすること、③外国の判例、国際人権条約機関の見解を提示することを提案した。

さらに国歌斉唱拒否事件や夫婦別姓事件など具体的な事案を題材に、何が違憲判断の結論を分けたのかを分析し解説した。

泉会員が、憲法訴訟に有用な資料として、会報LIBRAの憲法センター連載「憲法判例ができるまで」を指摘していたのは、望外の喜びであった。

7月10日から14日の5日間に亘って、2023年度夏期合同研究が開催された。本年度もZoomを利用した完全オンライン開催となった。18の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ711名、全体討議はのべ65名が参加した。

第4分科会

不法行為法実務での課題

不法行為法研究部部員 志賀 晃 (59期)

「逸失利益の算定について一うべかりし収入と中間利息控除」(神村大輔部員 (57期))

この発表では、まず、営業利益等の賠償請求において不法行為発生当時の賠償請求者の売上が増加傾向にあってもこの傾向の賠償額への反映に消極的な裁判例の問題が指摘された。

また、中間利息控除という点につき、最高裁令和2年7月9日判決後もなお、現状では定期金賠償請求が活用されていない実情等の説明が行われた。

「中通り訴訟判決報告」(野村吉太郎部員 (41期))

いわゆる中通り訴訟(東日本大震災時における福島第一原子力発電所事故につき、福島県中通り地域の自主的避難等対象区域の住民が原子力事業者に対して損害賠償請求を行った訴訟)について、原告訴訟代理人であった野村部員が、その活動内容等の報告を行った(野村部員には「福島第一原発事故中通り訴訟」(作品社)という著作があるので、是非ご一読されたい)。

なお、本分科会には、40名超の会員の参加があった。

第5分科会

『フリーランス新法』の概要と実務上の留意点 ～フリーランスからはどう見えているのか?～

中小企業法律支援センター委員 枝廣 恭子 (62期)

本年4月28日「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス新法)が成立し、2024年秋までに施行予定である。その意義や課題について、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会(以下「フリーランス協会」)の方も招いて議論した。

まず、当センターの委員及び研修員から、新法が制定された背景やポイントが紹介された。

その後、フリーランス協会の方から意見をいただいた。

フリーランス協会代表理事の平田麻莉氏は、新法で、取引条件の明示義務や、受領拒否や報酬減額といった禁止行為が明記されたことは非常に有意義であり、就業環境の整備が規定されたことは期待以上の内容であると述べた。フリーランスは自身の選択で自由な働き方を選んでいる面もあり、労働者と同様に保護されることではなく、適正な取引が行われることを強く求めているのであり、新法の下で実現することを望むと締めくくった。

第6分科会

裁判官の職務情報提供の推進に向けて ～弁護士へのアンケートを素材として

裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 茜ヶ久保 重仁 (52期)

まず、委員長から委員会の活動内容と裁判官の再任期や人事評価のための情報提供制度について簡単な説明を行った。

続いて事前に実施して集まった50通の裁判官アンケートの回答内容を説明した上で参加者にアンケートの内容に関する感想や自身が経験した裁判官の訴訟指揮その他について報告をしてもらい、意見交換などを行った。

アンケートの内容からは思ったよりも上記情報提供制度が知られていたことがわかり、また、報告書を出さない大き

な理由は担当裁判官に消極情報を提供したことを知られた場合に不利益があると考える会員はほとんどおらず、単に多忙なことなどの理由によることが分かった。今回のアンケートについては有益な情報も多いので今後も定期的に行うべきとの意見も出された。

第7分科会

シン・英文契約書入門

国際取引法部事務局長 松本 甚之助 (59期)

本分科会においては、「シン・英文契約書入門」と題して、連合王国（イングランドおよびウェールズ）、米国（ニューヨーク州およびニュージャージー州）の弁護士資格を有する岩村浩幸部員による講演が行われた。

英文契約書に関して、依頼者へのアドバイスを行うにあたり、留意すべき点について、5W1H（どこで、だれが、いつ、何を、どうして、どのように）の観点から、英米法を準拠法とした場合の具体的な解説がなされた。

講師の英米の大手法律事務所のパートナーとしての豊富

な経験に基づきつつも、我々が多く取り扱う中小企業への立場にも配慮した解説がなされ、英文契約のレビューの経験が多い会員にも少ない会員にも新たな気づきが得られる有益な内容であった。従来、外国の相手との契約においては日本語での締結についてはそもそも検討対象外としてきたが、英米の事務所のレビューコストが高いことから、外国の相手との契約でも日本法・日本語で契約を締結することが全ての当事者においてコスト削減になる可能性もあるとの示唆があったのが新しい気づきであった。

第8分科会

菊池事件にみるハンセン病差別

人権擁護委員会副委員長 金丸 哲大 (67期)

本分科会では、現在第4次再審請求が熊本地方裁判所に係属中である菊池事件について、同事件の弁護団長を務める徳田靖之弁護士（大分県弁護士会）を講師として招き、ハンセン病に対する偏見や差別が事件に与えた影響や再審請求における争点のほか、菊池事件の最大の特徴ともいえる特別法廷について、その実態や違憲性等について解説していただいた。

菊池事件のようにハンセン病患者に関する裁判という理由で裁判所外に設置された特別法廷で審理された事件は判

明しているだけで95件あるが、弁護人が特別法廷の違憲性を争った事件は一つもない。「我々弁護士が人権の重要性を肌感覚で身につけなければ、「社会の安全のためには人権が制約を受けてもやむを得ない」という理屈によって同じような過ちを繰り返す恐れがある」という徳田弁護士の指摘は、人権擁護を使命とする弁護士にとって常に意識していなければならない重要な視点だと感じた。（参加者17名）

第9分科会

これからどう変わる？ 担保法制改正の議論

法制委員会副委員長 吉直 達法 (67期)

当分科会では、本年1月に実施された担保法制の見直しに関する中間試案に対するパブコメを踏まえて、担保法制改正の議論を概観した。

はじめに後藤隆士部会長から、法制審における部会の設置やこれまでの議論状況の説明がなされた。第1パートでは担保権の効力、担保権の対抗要件及び優劣関係（田川瑛久研修員及び筆者）、第2パートでは担保権の実行及び担保権の倒産手続における取扱い（志甫治宣委員及び倉岡龍一研修員）、第3パートでは事業担保制度を含むそ

の他の担保権（露木德行委員及び島田泰河研修員）について、それぞれ発表した。最後に廣畑牧人委員長が全体を総括した。いずれのパートにおいても、設定者側と担保権者側の立場の違いによって、考え方が異なる点が明らかとされた。

法制審の部会では、現在も担保法制改正の議論が続けられており、民法などの実体法のみならず、執行法や倒産法を含めた多岐にわたる改正が予定されている。今後の議論が注目される。

第10分科会

よりそい弁護士制度について

刑事拘禁制度改革実現本部委員 氏家 宏海 (61期)

「よりそい弁護士制度」について、既に制度を導入した札幌弁護士会の元刑事拘禁制度検討委員長の高野俊太郎弁護士にお話をいただいた。

「よりそい弁護士」の具体的な活動として、出所後の居住の確保や出所に被害弁償が予定されていた事案について弁護人段階から引き続いて行った活動などが挙げられ、更生のために役立つと考えられることは広くよりそい弁護士の活動として認められている。また、令和3年度は、相談のみが8件・実際に活動したケースが3件、令和4年度は、相談のみが

16件・活動が7件であり、認知度の高まりから、刑事施設の職員からの相談も増加した。制度導入にあたり、札幌矯正管区と、面会時間を1時間に延長すること、面会・信書を面会等の回数にカウントしないこと、各刑事施設のテレビ会議システムの利用などについて協定を締結している。

罪に問われた人の円滑な社会復帰及び再犯の防止等に有用性があるとされ、東京では、既に二弁は導入済みであり、一弁でも検討が進められている。当会においても導入が求められているところである。

第11分科会

暗号資産(仮想通貨)と税務について

税務特別委員会副委員長 小田島 良磨 (60期)

本分科会では、当委員会所属の4名から暗号資産(仮想通貨)と税務についての説明、及び仮想通貨課税特有の問題点が解説された。

まず、筆者から、仮想通貨の簡単な説明及び租税法の基本概念の説明をした。

次に、水村佳和委員から、仮想通貨の課税時期と価格の評価、仮想通貨の増加と減少に伴う課税関係、仮想通貨を用いた信用取引の課税関係と、取得原価の計算方法及び仮想通貨の現在価格による換価では納税資金が足りな

くなる例などが示された。

次に、今川正顕委員から、仮想通貨と所得税及び法人税の関係の説明があり、仮想通貨の交換後仮想通貨が暴落し納税資金が足りなくなる例などが示された。

最後に、玉盛勝久委員から、仮想通貨と相続税、贈与税、準確定申告の説明があり、仮想通貨の売却価格が課税額に満たなくなる例などが示され、遺産に仮想通貨がある場合の弁護士業務の注意点などが説明された。

第12分科会

犯罪被害者の実名報道について

犯罪被害者支援委員会委員 附田 直樹 (67期)

京都大学大学院法学研究科の曾我部真裕教授と神奈川県弁護士会所属の天野康代弁護士から、犯罪被害者の実名報道について、報告がなされた。

曾我部真裕教授からは、実名報道原則の長年の議論の歴史及び実名報道の論拠の解説があり、現在の情報化社会の中で実名報道が必要とされてきた論拠が妥当しなくなってきたのではないかと報告がなされた。そのうえで、報道機関の実名報道主義は再構築される必要性があり、実名報道が必要とされる論拠に即したルール確立が必要である旨の報告がなされた。

もっとも、報道の自由が国民の知る権利に奉仕するものとして憲法上保障されていることから、法整備によるルール化ではなく、報道機関による自律的なガイドライン等でルール化されるのが望ましく、そうすることでルールの実効性の確保も期待できるとの指摘がなされた。

天野康代弁護士からは、実務に即して、実名報道原則や実名報道のルール確立の必要性が指摘され、犯罪被害者の実名報道について、神奈川県弁護士会の被害者支援の初動対応等の報告がなされた。

第13分科会

東京で独立開業した。 ～経費のかけ方、削り方～

若手会員総合支援センター開業・就業支援部会 中山 貴公 (75期)

まず、冒頭の開会挨拶で、山本昌平副会長より、若手会員総合支援センターの開業・就業支援部会では、これまでも東京で独立開業を果たした複数の若手会員を講師にセミナー開催実績があり、いずれも参加した若手会員から好評を博して来たとの説明があった。

それらに引き続き、今回の夏期合研では、「経費のかけ方、削り方」と題し、経費にフィーチャーしたセミナーが開催された。本部会の角学委員(69期)が進行のコーディネートを務め、講師役のパネリストは川端克俊会員(59期)、

中村剛会員(66期)、小寺悠介会員(66期)、野崎洋平会員(69期)の4名が務めた。

セミナーで取り上げられた経費は、主に賃料、OA・便利ツール、人件・外注費、広告費の4分野であった。講師陣から各経費についての実態・工夫等が披露された。当センターの伊藤敬史委員長代行の締め挨拶でも、個別のサービスにも踏み込んだ言及があったことで参考になる面が多であったとも述べられた。

第14分科会

日本語で復習！英語によるコモンロー勉強会

国際委員会副委員長 瀧澤 渚 (67期)

国際委員会では、2021年より、当会会員全員が参加できる連続セミナーとして、「英語によるコモンローセミナー」を開催している。当委員会委員である外国法事務弁護士複数名を中心とした講師陣による全6回のセッションで、コモンローの概要、エクイティの概要、秘密保持契約、商事取引契約、訴訟手続及び仲裁手続について学べるものとなっており、初めてコモンローについて触れる会員から、コモンローの理解を深めたい会員等、幅広い層が参加できる内容となっている。

本分科会では、これまでに実施された4回のセッションを、浅田委員、深野委員、池田委員の解説の下、日本語で振り返る試みを行った。本編の充実度はもちろん、質疑応答も双方向の興味深いものとなり、ご参加くださった全ての会員に感謝したい。

残り2回のセッションはイギリスにおける訴訟手続や、仲裁手続について学ぶ予定となっており、こちらにも多くの会員に参加いただきたい。

第15分科会

これって業務妨害？ ～物理とネットでの業務妨害への備え～

弁護士業務妨害対策特別委員会事務局次長 清水 佳代子 (68期)

弁護士に対する業務妨害は、落ち度が無くても受けるおそれがあり、いつ誰が受けてもおかしくない状況にある。

本分科会では、前半に、当委員会の石川直紀委員長が物理的な弁護士業務妨害についての支援活動の概要や実際に支援要請をする際の流れなどの総論を、当職より業務妨害として自覚しにくい事例を各論として報告した。

後半は、昨今のインターネットを使用した弁護士業務妨害の広がりを受けて、斎藤悠貴委員が実際の被害や影響、予防や事後対応について解説した。また、北條孝佳委員

からは、法律事務所・弁護士へのサイバー攻撃対策の観点から、SNS等への投稿者やサイバー攻撃の犯人の特定を困難にする匿名化通信技術について詳細な解説がなされた。

物理とインターネットでの弁護士業務妨害の実態把握や理解を深めることにより、妨害への備えができ、今後の弁護士業務妨害の被害の予防、減少に繋がる内容であった。

第16分科会

改正障害者差別解消法を学ぼう！

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長 高橋 未紗 (61期)

当委員会は「改正障害者差別解消法」をテーマとする報告を行った。

今般このテーマを取り上げたのは、来る令和6年4月の改正法施行により、弁護士会のみならず個々の法律事務所や弁護士も、障害者に対する合理的配慮を行う法的義務が生じることから、人権擁護の担い手たる会員に、障害者の人権について正しく理解をしていただきたいという思いからである。

当日は、まず前提として押さえておきたい、法が前提と

している「障害者」の概念の解説を行った後、改正法が禁止する不当な差別的取扱いや、合理的配慮不提供型差別について、裁判例やガイドライン等が挙げる具体例を用いて、実践的な説明を行った。

是非、一人でも多くの弁護士に「改正障害者差別解消法」の理解を深めていただき、障害者を含むあらゆる人々の人権擁護にご尽力いただきたいと切に願う次第である。

第17分科会

対応に配慮が必要な相談者、依頼者対応

公設事務所運営特別委員会副委員長 押田 朋大 (63期)

当委員会では、昨年も「困難なクライアント」と題して、困難事例での相談技法について考える分科会を開催したが、本分科会はその一歩掘り下げようというものである。

当会は、3つの公設事務所（東京、北千住、多摩の各パブリック）を擁しているところ、各公設事務所はそれぞれの特徴を活かしながら、支援の届きにくい方に対してリーガルサービスを提供してきた。その特色に沿って、各公設事務所の担当者が、債務整理、刑事、民事家事の各分野について、まず30分程度各事務所の紹介や分野別

の発表をしたのち、後半はそれを掘り下げる座談会を開催した。

座談会では、分野を切り分けるだけでなく、難しさを抱える原因を、①依頼者の性質②依頼者のおかれた状況③弁護士のおかれた状況と3分類して分析、対応の検討を行った。通常業務の中で事例の「難しさの原因」を分析することはあまりないため、新しい視点を提供できたのではないかと考えている。

第18分科会

DSA（デジタルサービス法）等から考えるプラットフォームラーの責任

消費者問題特別委員会副委員長 山本 瑞貴 (69期)

本分科会では、取引等の場を提供するプラットフォーム（以下「PF」という）へ更なる法整備が求められていることを背景に、PFを巡る法制度について知見を得るべく、龍谷大学のカライスコス・アントニオス教授を招聘し、EUにおけるPFを巡る法制度について講義いただいた。まず、DSAに、PFの規模に応じた行政規制及び私法上の規定が存在していることについて説明いただいた。次に、PFがその出品者等に対して支配的な影響力を有する場合に、PFが公法上の規制を受けるとのEUの裁判例が存在すること

や、この裁判例の影響を受けたELIモデル準則という有力な立法提案において、支配的な影響力等を要件に、消費者が出品者等に対して有する民事上の権利をPFに主張できると規定されており、これがポルトガルの立法に影響を与えていることを説明いただいた。その規模や影響力に応じてではあるが、PFに民事責任等を負わせるこれら法制度は、非常に示唆に富むものであった。

全体討議

変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

1 えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段である。

刑訴法第4編「再審」（以下「再審法」という）は、500を超える刑訴法の条文の中でわずか19条しか存在せず、現行刑訴法が施行されて70年を経た今もなお、何ら改正されることなく現在に至っている。

日弁連は、2022年6月に再審法改正実現本部を設置し、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめ、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出した。

当会も、同年4月に再審法改正実現本部を設置し、同年5月30日の定期総会で「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択した。

2 これらを受けて、本年度の夏期合同研究の全体討議は、「変えよう！再審法～えん罪被害者を速やかに救うために～」が開催された。

最初に、西嶋勝彦会員（17期）から、「事実を求めて」というテーマで講演をいただいた。西嶋会員は、八海事件、仁保事件、徳島事件、島田事件等の弁護を手掛けられ、現在は袴田事件弁護団長として、袴田巖氏の再審無罪判決を目指して尽力されている。我が国の刑事弁護のレジェンドと言っても過言ではない。西嶋会員は、これまでの数々のえん罪事件の弁護活動について語られ、若手会員に対して「再審はお金にはならないが、非常にやりがいがあり、意欲がある人は是非再審事件の弁護活動に参加して欲しい」との激励を述べられた。

次に、伊藤修一会員（59期、袴田事件弁護団、人権擁護委員会第6部会（再審）部会長）から袴田事件の事例報告、佃克彦会員（45期、東電女性社員殺害事件弁護団、三鷹事件弁護団）から東電女性社員殺害事件の事例報告があった。いずれの事件でも、検察官による証拠の不開示、再審開始決定に対する検察官の抗告（異議申立）の問題性が指摘された。袴田事件では、捜査機関によるいわゆる「5点の衣類」の捏造という重大な問題も指摘された。

次に、鴨志田祐美弁護士（57期、京都弁護士会、大崎事件弁護団、日弁連再審法改正実現本部本部長代行）から、再審法改正に関する日弁連の取り組みの現状と課題について講演をいただいた。現行再審法の問題点、再審手続における証拠開示の制度化と検察官抗告の禁止の必要性について、分かりやすく解説され、再審法改正を実現するために国会議員、マスコミ、世論等への働きかけを行うことの重要性和必要性を述べられた。

本全体討議には65名が参加した。再審弁護の実情とやりがい、再審法改正の早期実現の重要性和必要性等につき、非常に実りのある、充実した全体討議になったものと思われる。

3 袴田事件の再審公判が今秋にも開かれる見込みであり、再審についての社会の関心はかつてない程に高まっている。再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

本全体討議の成果を踏まえて、日弁連とも連携し、今後も当会として再審法改正の実現に向けて努力していきたいと思っている。

森林限界を抜けて

副会長 山下 紫 (50期)

主な担当業務：弁政連、市民会議、災害対策、紛議調停、弁護士倫理、業務妨害、法制、国際、子どもの人権、犯罪被害者、骨髄等提供、公害・環境等



目を見張る景色

登山経験のある方ならご理解いただけると思うが、ある程度の高山にチャレンジしようと思えば、登山口から入ってまもなく高い木々が茂る薄暗い登山道に入り、延々と、そして黙々と歩み続ける必要がある。山の天気は変わり易く、時に雨に降られるし、偶にしかない道標で自分の足だけを頼りに歩み続ける。

今年、副会長（日弁連理事を兼務）に就任し、ある程度その業務に慣れてきた現在の気持ちは、登山の際、森林限界を抜けたあとの感慨にとっても似ている。現在弁護士登録満26年であるが、これまでの歩みは、自分の足下ばかりを見ていて、現在自分が高い山のどの辺りにいるのか、周囲の景色も殆ど見通せていなかった。ところが、4月になって森林限界に到達し、周囲には膝丈位の低木しかなく、どこが頂きか、周囲にどのような山が連なっているのか、一気に見渡せるようになった。現在、更に更に歩みを進め、可憐な花を付ける高山植物に癒やされる短い夏を終え、今は草も生えなくなった岩だらけで一切日陰のない道を歩んでいる。見通しは更に良くなり、頂上（日弁連）が常に見える高さになり、登ってきた登山道や麓の様子等、いろいろなものが見えてきた。これほど高い場所まで来たことのない私にとっては少し恐れを感じる程の高さであるが、それぞれ別のルートから登ってきた副会長や監事と合流でき、一人ではないので、遠い昔の遠足のような高揚感もある。

多様な仕事と圧倒される情報量

副会長の仕事は、実に多岐にわたる。総会や常議員会、担当委員会等での働きぶりは会員から見易い

ところであろうが、他にも、毎月ある日弁連理事会の審議事項や要請事項の予習と事後の会内向け報告、週2回の理事者会への参加、会長声明の起草、職員との日々の打合せや、職員人事への関与、他会や他団体との交流などがある。特にやりがいを感じるのが職員からの相談事項への対応であり、単年度の理事者に対し、嫌な顔ひとつせず、これまでのやり方等をレクチャーしつつ決裁を仰いでくださる。

また、毎日、脳内の処理が追いつかない程の情報に接している。紛議調停・懲戒請求・市民窓口等不祥事関連の情報は常に理事者間で共有されている。また私の場合、依頼者の本人特定事項の確認等に関する協議会や会務活動等運営特別委員会を担当している関係上、自宅や事務所移転の届出未了、病気等のため執務していない、子の養育・介護のため会務免除申請中など、さまざまな事案に接する。メンタル面での疾病や心疾患・難病等で自分よりも若い会員が執務ができないとの情報に接するにつけ、振り返って自分と家族が健康であること、日々執務できていることに感謝の念を抱かざるを得ない。

下山こそ注意

副会長を経験させていただいたことは、必ずや一生の財産になると感じている。

登山は、きつい登りよりも、下山こそ滑落や膝を痛める危険があり、気を抜いてはいけないという。副会長の務めを終えたら、頂きまで登ることなく、今年度学んだことを糧に、慎重に怪我のないよう下山を始めようと思っている。

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2022年12月12日(月)、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの村主幸子裁判官、日野進司裁判官及び田中佐和子裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。講演内容は今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであり、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、研修内容から特に関心の高いと思われる内容を抜粋して紹介する。研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシス MLで配信及び会員サイトに掲載している。

アクセスは
こちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20221212.html>

東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

後見監督事務に関する問題について

本人との面談について

一般的には、後見人の財産管理事務・身上保護事務に対して適切に監督をするためには、本人と面談をして、本人の心身や生活の状況、財産管理や居所・生活環境などに関する本人の意向や希望、本人と後見人との関係性などを把握しておく必要があることが多い。

例えば、本人や本人の支援者などから、入所施設における施設職員や入所施設側の対応について問題点が指摘されて、本人ももうこの施設は嫌だと思って変更を希望し、本人の財産状況からも対応が可能である、それにもかかわらず後見人が何も対応しないというときには、身上保護事務に問題がありそうだと考えられる。そうしたときに、本人と面談して、入所施設の実態や本人の意向を把握する必要があるし、本人の生活費として適切な額が支払われているのか、適切な福祉サービスを選択しているのかなどを把握する必要がある。

では面談は必ずしなければならないのかというと、現実問題としてコロナ禍において、本人と面談ができない場合もあるし、そのほか監督の対象となっている具体的な財産管理事務や身上保護事務の内容によっては、必ずしも本人と面談をしなくても適切に監督す

ることが可能な場合もあると思われる。例えば、施設費や医療費の支払など、後見人の財産管理事務が適切に行われているかを確認するだけであれば、領収書や通帳、預金証書などの原本を確認することで足りることもある。また、本人を取り巻く医療、福祉関係者、親族などと密接に連携していて、監督人においても本人に関する情報を共有しており、本人と面談するまでもなく適切に監督することができる場合もある。そのため、一般的には本人と面談する必要があることが多いと考えられるが、監督の対象となる事務の内容との相関関係によっては、必ずしも本人との面談が必要ではないこともある。最終的には個別判断になる。

また、本人と面談が必要であるとして、面談の頻度は、事案の個別性から必ずしも一律ではなく、具体的に何がどこまで期待されるのかは事案によって異なるため、頻繁に確認する必要がある事案もあれば、少ない程度で足りる事案もあるということになる。

本人死亡後の事務について

1 総論

本人が死亡した場合には成年後見等は当然に終了し、成年後見人等の法定代理権も消滅する。この場合、後見人等は2か月以内にその「管理の計算」をする

義務を負う(民法870条)。「管理の計算」というのは、成年後見人が就職してから後見終了に至るまでに、後見事務の執行に関して生じた財産の変動や現状を明らかにすることである。

この「管理の計算」を誰に対してすべきかについて民法の規定はないが、本人が死亡した場合にはその相続人に対して行うべきものとされている。後見人等が相続人にどのような資料を交付するかについては、後見人の裁量、判断に委ねられており、裁判所が判断すべきことではないが、この「管理の計算」の内容としては、後見人の在職中に生じた財産の変動を明確にし現在額を計算することをいうものと解されるため、相続人に対しては少なくともかかる計算のための書面や資料を交付することになると考えられる。

2 遺言が存在する場合の引継ぎについて

本人死亡後の後見人等による財産の引継ぎは、財産の正当な権利承継者や管理者に対して行う必要があることから、本人の遺言書が存在する場合には、後見人等においてその遺言書の内容を確認した上で、その内容に従って遺言執行者や相続人、あるいは包括受遺者への引継ぎを行う必要がある。

これに対して、後見人等自身が遺言執行者に指定されている場合、遺言執行者は相続財産の管理権限を有することから、当該後見人等が遺言執行者への就職を承諾した場合には以後、遺言執行者として相続財産を管理することになる。その場合においては、裁判所にその旨の報告をいただければ、後見人等が相続人である場合と同じように引継書の提出は不要という扱いにしている。

3 一部の相続人に対する引継ぎについて

本人死亡の場合に相続人に相続財産を引き継ぐに際し、複数人の相続人がいる場合でも、相続人のうちの1人が相続財産を引き継ぐ意向を有しているのであれば、他の相続人の意向にかかわらず、相続財産のすべてをその相続人に引き継ぎ、引継書を提出いただくことで差し支えない。したがって後見センターの扱いとしては、相続人全員の同意書の提出までは求めていない。もっとも、元後見人等がそのような引継ぎ

をした場合、後に相続人間のトラブルに巻き込まれるおそれもあるため、専門職後見人等としては、一般的には、そのような引継ぎを行うことには消極的であり、相続人全員の合意によって代表者を選任してもらって、その者に引き継ぐという形が多いと認識している。

しかし、他方で、すでに財産管理権を失っている元後見人等が相当期間にわたって相続財産を管理していることは法が予定していないものと考えられ、既に後見事務終了までの報酬を付与している以上、引継ぎまでの財産管理に要した労力を報酬に反映させることは困難な面がある。そのため、相続人間の対立が激しく、1人の相続人に引き継ぐことが困難であるなどの事情がある場合には、民法918条2項に基づく相続財産管理人選任申立てを検討いただくことになるとと思われる。

4 民法918条2項の相続財産管理人について

昨年の研修会において詳しく説明をしているので詳細はそちらを確認していただきたいが、いまだ一部の専門職で誤解されている方がいるため、あらためて民法918条2項の相続財産管理人の主な職務について説明させていただく。

まず、民法918条2項の相続財産管理人は民法27条から29条が準用されているので、不在者財産管理人の権限と同一ということになる。この相続財産管理人の具体的な職務としては、相続人に相続財産を引き継ぐことになる。したがって、引継ぎに向けた準備、すなわち、元後見人等から財産を引き継いで戸籍を調査して相続人を確定し財産目録を作成するというようなところが職務となる。

ここで注意していただきたいのは、民法952条の相続人不存在の場合の管理人とは異なり、相続財産の清算に向けた手続の積み重ねは予定されていないという点である。したがって、選任公告や相続債権者等に対する請求申出公告などは予定されておらず、相続財産を換価して清算するということも予定されていない。また、相続財産管理人名義の口座の開設は必ずしも必要ないし、一般的には預貯金は被相続人名義のまま引き継いでいただくことで足りる。

そして、不動産については相続財産管理人名義に移転登記することは想定されておらず、そのまま管理

をすれば足りる。実際の事例の中には、管理人において相続債権者等に対する請求申出公告を行ったり、不動産の登記名義を変更しようとしたり、不動産を売却、清算しようとしたケースがあったので、ご注意ください。

なお令和3年4月の民法等の一部改正により、新たに民法897条の2第1項の相続財産管理人の制度が新設されたが、この条項による相続財産管理人の権限、義務、職務については民法27条から29条の不在者財産管理人に関する規定が準用されるため、基本的には現行の民法918条2項の相続財産管理人の権限から変更はない。ただし、改正後の家事事件手続法190条の2が不在者財産管理人に関する146条の2を準用していることから、管理人は金銭を供託することが可能になる。したがって、長期にわたり引継ぎができていない事案においては、今後は同法の規定に基づいて供託をすることによって管理人の任務を終了することが可能となる場合がある。この規定は令和5年4月から施行される。

裁判所からのお知らせ

1 委任状について

手続代理人に対しての申立てにあたっての留意点であるが、申立ての際に委任状の添付のないものが散見される。また、委任状として「訴訟委任状」が提出される場合がある。ご承知のとおり、家事事件手続では「手続代理人」となり、その代理権の範囲が家事事件手続法24条で定められているので、「手続代理委任状」の提出をお願いしたい。

また、「事件の表示」については、後見開始の申立事件とすべきところ、後見人選任申立事件となっていることがある。後見人がまだ選任されていない方に後見を開始して後見人を選任する場合には後見開始の申立事件となるのでご注意ください。

「当事者の表示」では申立人氏名のみで、本人の氏名のないものが見受けられる。一般的な手続代理の委任状には本人の欄はないので、相手方欄を本人に修正するなどして本人の氏名を記載することが考えられる。

2 報酬付与申立てについて

報酬付与申立書1ページ目の本人の住所が転居前の旧住所になっていることがある。この場合、後見事務報告書記載の本人の住所欄、居所欄と不一致が生じるため、後見人等に現在の住所や居所を確認する必要が生じる。

また、裁判所ではこのページを用いて審判書を作成するので、後見人と裁判所の双方の事務を効率的に行うためにも、申立書を提出する際には、本人住所が最新の住所であるかどうか確認してから提出されたい。

その他、報酬審判においては手続費用は申立人負担とされるのが一般的であり、そのような審判がされた場合には、報酬付与申立費用は、申立人である後見人等において負担していただくことになり、本人財産から支出することはできない。この点については、書面でも案内しているところではあるが、今なお本人財産から支出されているというケースがあるので、ご注意ください。過去を含めて本人財産から支出してしまっていたことが判明した場合には、速やかに本人財産に戻入れをするとともに、裁判所にもご連絡いただきたい。

3 後見センターへの問合せについて

後見センターには多数の書記官が在籍しており、事件の進行状況や配置換えなどで担当書記官が変更するということが往々にしてある。そのため、電話や窓口で指名された書記官が必ずしも現在の担当であるとは限らないので、受付係で事件番号や本人の氏名、送話者、来庁者の氏名を伺って検索をしてから担当書記官に引き継ぐこととしているので、ご理解とご協力を賜りたい。

4 事務所上申について

審判書に事務所所在地を住所として記載することなどを希望する場合の上申書の書式を本年の5月に作成したので、参考にされたい。事務所上申は、自薦の場合は申立てと同時に、団体推薦の場合は推薦後に提出していただくようにしていただきたい。

第22回 2023沖縄シンポジウム—沖縄とともに
—慰霊の日を迎えて—

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 寺崎 昭義 (24期)

1 はじめに

6月23日、この日は「慰霊の日」である。

沖縄住民約94,000人とほぼ同数の日本兵の犠牲を出した第2次世界大戦末期の沖縄戦は、1945（昭和20）年6月23日、日本軍の組織的戦闘が終了したとされている。

この日を「慰霊の日」と定め、沖縄県は、沖縄全戦没者追悼式を糸満市摩文仁の平和祈念公園で行っている。

「鉄の暴風」といわれた米軍の砲爆撃などで当時の沖縄県民の2割以上の民間人が犠牲となっている。

辺野古新基地建設の強行・南西諸島の軍事要塞化の動向など、政府は、ふたたび沖縄県民に犠牲を強いようとしている。

沖縄の「慰霊の日」の翌日、2023（令和5）年6月24日、戦争の記憶を風化させないこと、住民が戦闘に巻き込まれ多くの犠牲者を出した沖縄の歴史をテーマに、標記のシンポジウムが開催された。

2 戦世いくさゆを生きる人々の声を聴く

第1部は、元沖縄タイムス記者、ジャーナリストで沖縄戦後史研究者の謝花直美さんが、「戦世いくさゆを生きる人々の声を聴く」と題する講演をされた。

謝花さんは、前日の「慰霊の日」を迎えた沖縄の話からはじめ、黎明の塔、魂魄の塔、平和の礎でのメディアがつくる喧噪と「有事」に備えるという考え方が浸透し軍事が影響する領域が生活の中に広がっている沖縄の現状について話された。

次に、謝花さんが取材された、第2次世界大戦下の沖縄で治安維持法違反で逮捕された沖縄教育労働者組合事件、大宜味村革新運動、社会運動勉強会参加者の「証言」について語った。

また、沖縄戦時、浦添村の防衛隊員の妻の「米軍を上陸させ長期間押しとどめ兵力を消耗させる」との日本軍の「出血持久作戦」で動員された夫の話や渡嘉敷島の「集団自決」（強制集団死）を生き延びた女性の証言などが紹介された。

更に、アメリカ統治下の朝鮮戦争時に、米軍の灯火

管制訓練に従わなかった琉球大生の証言などについても話された。

謝花さんの講演について、藤川はじめ元部会長が、沖縄戦体験者が減少している中で、沖縄戦の記憶を今後とも共有していくために必要なことや集団自決（強制集団死）を否定する人々についてなどの質問をした。

3 南西諸島の軍事要塞化の現状

第2部は、元朝日新聞記者でジャーナリストの川端俊一氏が、南西諸島の軍事要塞化をめぐる現状を講演した。

同氏は、今年3月6日、沖縄県石垣島に陸上自衛隊石垣駐屯地が開設され、市民らの反対のなか、地対艦誘導弾、地対空誘導弾などのミサイルが搬入されたことを巡って先島の民主主義が揺らいでいる現状を話された。

次いで、馬毛島の米軍艦載機の離発着訓練など沖縄のみならず、南西諸島の島々で地方自治と民主主義が踏み荒らされ、南西諸島の島々が次々に軍事要塞化されていると話された。

そして、これらはアメリカの対中国作戦構想に基づくものであり、中国との武力衝突を想定した日本とアメリカの「軍事一体化」が進んでいる現状を指摘された。

同氏の講演に対し、神谷延治部会長が、「揺らぐ先島の民主主義」、「『要塞化』する島々」、「日本とアメリカの『軍事一体化』」などについて質問をした。

4 シンポジウムを終えて

参加者からは、「沖縄の人からの視点と政治からの視点で構成されていて違う方面から沖縄について考えさせられた」、「本土にいると見えにくいのが、沖縄の人々が再び戦争に組み込まれることへの危機感を強く持っていることが強く伝わった」などの感想がよせられた。

また、シンポジウムには千葉県市川市の高校の教諭及び生徒10名が参加し、「これから沖縄について学ぶ若者の当事者として今回のシンポジウムを聴いた。今後の沖縄についての問題を考えるうえでとても貴重な土台となった」との感想もよせられた。

公害・環境特別委員会 連載

カーボン・クレジット 大づかみ

第1回 カーボン・クレジットとは

公害・環境特別委員会 気候変動・エネルギー部会 工藤 美香 (51期)

1 連載の趣旨

気候変動が深刻さを増す中、政府は2020年、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年には温室効果ガス（Greenhouse Gas, GHG）排出量46%削減（2013年比）を国際社会に約束した。GHG排出量削減の努力は、大企業はもちろん、そのサプライチェーンを構成する中小企業にも求められている。昨今、その削減策に関連して、企業や地方公共団体のカーボン・クレジットへの関心が高まっており、創出や活用に関する弁護士の知識・知見のニーズも増加すると考えられる。また、東京証券取引所が「カーボン・クレジット市場」を開設するなどカーボン・クレジットを対象とする取引が増加することが予想されており、これに関連するトラブルやクレジットの換価など弁護士による関与も考えられるところである。

本企画は、

- カーボン・クレジットに関心があるが、これまでまとまって情報を得る機会がなかった
- あまり関心がなかったが知っておいて損はないと目を止めた

という方向けの、入門編である。全6回の連載で、関連する制度や法的課題等を概観し、全体像の大づかみを目指す。途中、創出や活用の具体例にも触れる。専門的な内容は、参考文献等でお示しする。

本企画がカーボン・クレジットへの関心の入り口となり、業務への活用のきっかけとなれば幸いである。

第1回は、カーボン・クレジットとは何か、その分類、要件についてまとめる。

2 カーボン・クレジットとは

カーボン・クレジットは、あるプロジェクトが達成したGHG排出量削減・吸収効果を取引可能にしたものである。例えば、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるGHGの削減量や、適切な森林管理によるGHGの吸収・除去量がクレジットとして発行され、第三者に売却される。クレジットの発行は、しかるべき基準に基づいた認証プロセスを経て行われる。

企業等は、カーボン・クレジットを購入することでGHG排出量を削減したとみなされるほか（「オフセット」と呼ばれる）、企業等の個別活動や商品の環境配慮訴求に用いることができる。他方、GHG排出量を削減したり、大気中からGHGを除去した活動には、発行したクレジットが購入された場合、金銭的な報酬が与えられることから、削減等の取組みのインセンティブとなる。

なお、GHG排出量に着目した制度として、排出量取引（キャップ&トレード）がある。これは、削減基準の達成を義務化（キャップ）した上で、基準達成のために同じ制度下の他者の超過削減分を取引する（トレード）仕組みである。総量規制*1の性質を持ち、目標達成の確実性を期待できる。削減分を取引可能とする点でカーボン・クレジットに似ているが、取引される部分は「クォータ」「アロウンス」とも呼ばれ、カーボン・クレジットとは区別される。

本連載の対象は、義務化された制度の外側で、自主的に創出されるカーボン・クレジットである。

* 1：その地域の汚染物の総量を決定し、これに基づいて総量削減計画を定め、地域内の個々の事業者の排出許容量の枠を割り当てる方式。（大塚直「環境法BASIC（第2版）」150頁（有斐閣））

表 主なカーボン・クレジットを創出するプロジェクトの分類

分類		取組
排出回避・削減	自然ベース	REDD+ ¹⁵ 、その他の自然保護等
	技術ベース	再生可能エネルギー、設備効率の改善、燃料転換、輸送効率改善、廃棄物管理、CCS等
炭素吸収・炭素除去	自然ベース	植林/再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林管理、草地保全等
	技術ベース	Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCS)、Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage (BECCS)、Enhanced weathering、バイオ炭等

REDD+ : Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries (途上国における森林減少・森林劣化に由来する排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強) の略称。

出典：後記参考資料②表3

3 カーボン・クレジットの分類

運営主体により、国連や政府が主導するものと、民間セクター主導のものに分けられる。国内で活用されているJ-クレジットは国主導、Jブルークレジットは民間主導の制度である。そのほかにも、国が主導する二国間クレジット制度や、国際NGO等民間団体が運営する国際的な認証制度が存在する。

また、取組みの内容により、「排出回避・削減由来」と「炭素吸収・炭素除去由来」に分類することができる。

4 カーボン・クレジットの要件

具体的な発行要件は制度によって異なるが、品質担保のための条件が国際的に議論されている。ICROA (International Carbon Reduction & offset Alliance) の「ICROA CODE OF BEST PRACTICE」は、先行した現状の要件を定めるものとして知られており、その内容は次のとおりである。

- **Real** (実際に排出削減等の活動が行われていること)
- **Measurable** (信頼できる基準と手法で定量化できること)
- **Permanent** (永続性があること)

- **Additional** (そのプロジェクトがなければ排出削減等が実現しなかったこと)
- **Independently verified** (独立した第三者機関による検証)
- **Unique** (唯一無二であること、二重カウントされていないこと)

近時発表されたThe Core Carbon Principles (コア炭素原則) では、クレジットの品質として追跡可能性や透明性確保などガバナンスの観点や、持続可能性の考慮も提起されている*2。

5 次回の予定

今回は、日本で議論されているGHG排出量削減策について取り上げる。

参考資料

- ① 環境省「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」参考資料集(2018年3月)
- ② 経済産業省「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月)
- ③ The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market, “The Core Carbon Principles” <https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/>
- ④ 高瀬香絵「炭素クレジットの新たな役割と求められるインテグリティ」(2023年5月12日)

*2：その背景には、「カーボン・クレジットのオフセット機能がGHG排出削減努力の免罪符となっている」「カーボン・クレジットの認定基準に問題があり環境や人権への配慮を欠いている」などの批判がある。またそもそもカーボン・クレジットをGHG削減策と位置付けることが適切でないとの考え方も広がる。例えば、大企業を対象としたScience Based Targets initiative (SBTi) では、クレジットの利用は自社の削減としてカウントできず、社会貢献として購入する場合も一定の条件を満たす必要がある。

第9回 長沼ミサイル基地訴訟

会員 内藤 功 (6期)

私は、長沼ミサイル基地訴訟（第一審）の原告弁護団の一員として、1969年10月3日から1973年9月7日の判決まで、28回約4年間の全期日に札幌地裁に出廷し、訴訟活動にあたった。

第1 「基地設置は違憲」の行政訴訟

1969年7月7日、国（農林大臣）は、北海道夕張郡長沼町の馬追山（マオイヤマ）の水源涵養保安林の指定を解除する処分を告示した。地対空ミサイル（ナイキJ）の基地設置のためである。同日、同町民137名が処分取消の行政訴訟と執行停止申請を札幌地裁に提起した。原告弁護団は、自衛隊は憲法9条2項の「戦力」であり、かかる自衛隊のミサイル基地設置は、保安林解除の要件である「公益上の理由」に該当しないと主張した。そして恵庭事件判決で回避された違憲判断を、本件で勝ち取るべく、主張の根幹に違憲論を位置づけた。

第2 執拗な裁判干渉

札幌地裁で本件の担当となった福島重雄裁判長（11期。現在富山県弁護士会会員）は、青年法律家協会に所属していた。政府、右翼勢力などは、直近の恵庭事件公判での自衛隊実態審理、統合幕僚会議事務局長の尋問、無罪判決の確定などの教訓から、本件裁判に対し、本格的な干渉の態勢をとって臨んできた。札幌地裁所長の平賀健太氏は福島裁判長に書簡を送ってきた。「このような意見を裁判前に担当の裁判長である貴兄に申し上げるのは些か越権の沙汰とも考えますが」との前置きで、「馬追山の立木の伐採による洪水の危険は代替工事によって防止できる。裁判所は農林大臣の裁量による判断

を尊重すべきである」と、住民敗訴を促がす内容であった。

しかし福島裁判長ら民事第1部は「伐採によって洪水の危険が増大し生命財産に回復し難い損害を蒙る」として停止決定をした。あわせて「自衛隊の規模、装備、能力を、実態に即して検討し、憲法9条にいう戦力に該当するとの判断を受けることもありうる」とも判示した。そして同決定後、福島裁判長はこの書簡交付の事実を所長代行に報告した。これを受けて、9月13日から15日にかけて、札幌地裁裁判官会議が開かれ、平賀所長の説明を聴取し、全員発言の上、所長に対し「嚴重注意」を申し入れた。そして、福島裁判長は記者会見で干渉の事実を公表し、この事実は全国に報道された。これに対し政府・司法当局は、福島氏の書簡公表は裁判官の品位を侵すとして非難したが全国の多くの人びとからは福島氏の行動は裁判官の独立を守る勇氣あるものとして支援と激励が寄せられた。

第3 源田実元航空幕僚長尋問と裁判長忌避

本案訴訟の第4回期日（1970年3月13日）に、福島裁判長は原告申請の証人の第1号として、源田実元航空幕僚長（当時自民党参議院議員・国防部会長・元海軍大佐）を採用し次回に尋問を決定した。すると4月18日、国側は福島裁判長を忌避する申立をした。前代未聞である。忌避申立は却下。即時抗告も7月10日棄却となった。そして10月9日源田実氏の証人尋問が行われた。源田氏は「航空自衛隊は、アメリカの反撃力を目標に対して誘導して守る、帰りをうまく誘導するのが任務。ただ守るだけでは意味をなさない」と、自衛隊と米軍の一体性

を強調した。この尋問直後の10月19日国会の裁判官訴追委員会は福島裁判長を訴追猶予、平賀所長は不訴追とする決定を出した。さらに9日後の28日札幌高裁長官は、福島裁判長を呼んで、口頭で注意処分を通告した。福島裁判長は「裁判官を政治の干渉から守るべき高裁長官が政治権力に迎合した。裁判官を務める気持ちがなくなった」として辞表を提出。これに対し、札幌弁護士会会長が高裁長官に抗議。全国から「辞めるな」の電報、電話、手紙が集中。10月30日、福島裁判長は辞表を撤回した。その後福島裁判長の札幌での任期も近づいたが、後任裁判長の引き受け手はなく、福島裁判長は、結審、判決まで本件審理を全うした。

第4 自衛隊の実態審理

本件で国側は、地対空ミサイル（ナイキJ）はもっぱら防空の兵器であり、その任務は北海道中央部の政経中枢と交通要衝を守るためと主張。航空自衛隊現職幹部もその主張に沿う証言を試みた。これを打ち破る工夫に苦心し、次のような論立てとした。

①航空自衛隊は（陸海も同様）、米戦略に組み込まれ、米空軍との共同作戦を前提として、装備・編成・配置・教育・訓練・演習が組み立てられていること。②航空自衛隊の防空作戦は、米軍の攻撃力確保のためで、重点防護地域は、米軍の発進基地（三沢、千歳、横田等）、ミサイル基地、レーダー基地であること。③航空自衛隊による防空作戦のオペレーションズ・リサーチ（O・R）の見積もりは甘いところがあって、結局は、米軍による敵国基地攻撃力に依存するほかないこと。

1972年1月28日、国側の証人、植村英一空将（本

件ミサイル配備決定時の空幕防衛部長）に対する反対尋問でこれらの点を追及した。ちょうど航空自衛隊幹部学校での、O・Rの資料を入手したので、このO・Rを確認する方向で尋問した。結局「防空のみに専念する場合、敵航空機の30%は撃墜困難。敵基地を連続攻撃することに主眼をおくしかない」「航空自衛隊が3、4日から1週間もちこたえた後は、米軍、第7艦隊が来てくれるのではないか」「しかしその約束はないし、結局期待にすぎない」という証言を得て、決着した。

第5 判決の今に生きる意義

1973年9月7日の判決（判時712号24頁）の重点は5点。「①平和的生存権は具体的権利。ミサイル基地は攻撃目標。地域住民はこの権利を基に裁判を起こせる。②国家権力が憲法の基本原理の重大な違反を犯した時は司法権は憲法適合性を審理判断する義務がある。③自衛隊の規模、装備、能力について当事者から一定の主張立証がなされれば裁判所は自衛隊の憲法適合性を審査検討できる。④作戦計画、装備、編成、能力、演習等の証拠によれば自衛隊は『戦力』に該当する。⑤憲法9条は、平和な民主主義国として進むわが国の安全を脅かすものはいないとの確信、世界各国の平和の信念、国際連合による戦争防止の可能性によって基礎づけられている。」

いま、憲法9条の原点に立ったこの判決を精読し、存分に活用することが大事であると考えます。

経験者に聞く 弁護士任官

～ 弁護士任官制度20周年を迎えて～

第3回 民事・家事調停官の実状

民事調停官の実態と魅力について

東京地方裁判所民事調停官・会員
大沼 竜也 (65期)

1 はじめに

私が民事調停官としての執務を開始してから間もなく2年が経とうとしていますが、調停官に応募した経緯を簡単に触れつつ、調停官の魅力等について紙面が許す限りお伝えしたいと思います。

2 志望経緯

民事調停官へ応募した2020年12月は、弁護士登録後丸8年が経過しようとしており、何か新しいことにチャレンジしてみたい、と考えていた頃でもありました。

そのような折、東京地方裁判所民事第22部に着任していた、大学の先輩にあたる裁判官から、偶然、調停官についての話がありました。この時点では、正直なところ民事調停自体についてもあまり知見を有していなかったのですが、色々調べる中で、弁護士業務を継続しつつ中立の立場で事件に関与する調停官の仕事に純粋に興味を持ち、かつ、弁護士業務との関係でも非常に貴重な経験をえられるのではないかと、いった思いを有するようになり、応募するに至りました。

3 調停官の執務を通じて得られる経験や魅力

これまでの約2年間、既に非常に濃い経験をさせて頂いております。担当する事件は、バラエティに富んでおり、普段の弁護士業務で触れたことのない分野の案件も多いのですが、これを利害関係のない立場で、しかも著名な専門家調停委員より基礎知識から丁寧な解説を受けながら見聞する、といった機会を得ることになり、それだけで非常に貴重で贅沢な経験です。

また、当事者双方から提出される多くの書面に、対立当事者ではない立場で日常的に触れることは、普段の弁護士業務からすると異質なもののですが、書面の書き方や書証の提出の仕方如何で、事件の解像度や本質的な部分の見え方等が異なってくる、といった点を改めて強く意識させられます。さらに、執務の最中に、裁判官同士の雑談等に触れる機会が多く、そこで裁判官が事件処理で重視する点や、代理人の訴訟活動が裁判官にどう映っているのか、といった話題に直接接することとなります。裁判官の会話に身近で触れ、対立当事者ではない立場で書面に多く触れる、という経験は、修習生時代に相当程度機会があったはずですが、弁護士業務を取り扱ってきた上で改めてこれらに触れると、非常に得るところが大きいと感じております。

そして、民事調停は「当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決」を目的とし（民事調停法1条）、必ずしも厳格に法律に依拠した判断に縛られる必要はなく、事案によっては、表面的な請求にとらわれずに、本質的な問題点等を解きほぐして、調停委員と協同して解決の方向性を探っていく、といった作業を進めることとなります。これが奏功したときの達成感、は、弁護士業務ではなかなか得難いものがあります。

4 終わりに

調停官の執務を経て得られるものは、人によって様々であると思いますが、非常に充実した日々を送ることができるのは間違いありません。私自身、執務を開始する以前は、民事調停をあまり取り扱っていなかったため不安も大きかったのですが、いざ開始してみると、裁判所の手厚いサポートもあって、事件処理を十分進めることができているので、会員の皆様もぜひ、機会があれば調停官に手を挙げてみてください。

家事調停官を経験して

東京家庭裁判所家事調停官・会員
曾我 裕介 (59期)

1 応募動機

私は、2022年10月から、東京家裁家事第4部で家事調停官として執務しています。

2006年の弁護士登録以降、都市型公設事務所（東京パブリック法律事務所）と法テラス法律事務所（法テラス函館法律事務所）に長く在籍し、その間に家事事件を多く経験してきました。そして、弁護士登録から15年という節目を迎えたときに、何か新しいチャレンジをと考え、これまでの代理人としての経験を活かすことができそうな家事調停官に応募した次第です。

2 家事調停官の執務内容

家事調停官の執務は週1日で、私の場合は毎週月曜日が定例執務日になっています。

1日に担当する事件数は、日によってばらつきがありますが、平均すると午前・午後各3、4件程度です。現在の手持事件数は50件程になっています。今のところ、配点される事件は夫婦関係調整、婚姻費用分担、面会交流、遺留分が中心で、非定型な親族間紛争調整も一定数あります。担当裁判官とは、これから事件の種類を増やしていこうという話をしているところです。なお、東京家裁では、遺産分割事件は専門部である家事第5部に配点されるため、遺産分割事件の担当はありません。

執務時間は9:30から17:00で、調停委員との評議や期日立会いの合間に、裁判官室で、翌週の事件の記録検討や、調停委員への連絡メモ・調停条項案の作成、終了した事件の調書の決裁などを行っています。

家事調停官は審判手続には関与しませんが、調停手続内で、合意に相当する審判（277条審判）と調停に代わる審判（284条審判）を行うことはできるため、その起案をすることもあります。

定時に退庁できることが大半ですが、期日が長引いて多少遅れることもあります。また、戸籍届出期間などの関係で、調書の決裁を早急に行う必要がある場合には、定例執務日以外の日に登庁することもあります。

3 家事調停官としての取組み

本稿を執筆しているのは家事調停官になって9か月の時点です。週1回の執務ということもあり、まだまだ駆け出しの感覚で、過誤をしないことに細心の注意を払っているような状態ですが、代理人としての経験を活かすという志望動機を少しでも実現できるよう、自分なりの取組みもしています。

幾つか例を挙げますと、調停委員会案を提示する際には、自分の依頼者ならどのようなアプローチであれば受け入れてくれるだろうかと考えるようにしており、不成立にするか続行にするか悩むときには、事件の落としどころを最もよく理解しているのは代理人のほうであると信頼し、積極的に代理人の意見を伺うようにしています。また、およそ法的請求とは言い難く、当事者の求める決着が困難な事案でも、ただ法的結論を告げて不成立にするのではなく、法律相談のように、ご本人が眼前の問題を消化するきっかけをわずかでも見つけてくれることを願って、直接お話する機会を持つよう努めています。

取組みがうまくいかないことも間々ありますが、このような裁量を与えられていることでとてもやりがいを感じられており、弁護士業務への負担を超える得難い経験をさせていただいていると思っています。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

番外編 弁護士会館ができるまで～「新会館建設史・資料集」(東弁)～より

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 金井 重彦 (36期)

1 旧会館の狭隘化、老朽化と地代問題

旧東京弁護士会館（以下「旧会館」という）は昭和7年12月に完成したもので、国有地を借地していた。昭和40年頃から会員の増加、弁護士会活動の活発化から、旧会館の老朽化と狭隘化とが問題として会員間の共通認識となった。

老朽化狭隘化とともに深刻になっていたのが敷地問題で、国より地代の値上げを要求されてきた。同じく地代値上げ問題に苦慮していた日弁連を中心として最高裁判所と折衝していたが、昭和40年頃より無償化の立法運動になった。この間は、当面地代は据え置かれたものの、無償化立法運動は昭和43年に成立する寸前に、大学紛争のあおりで頓挫した。そこで、敷地払下げ交渉に方針転換して交渉を試みたものの、不調で沙汰やみとなり、地代値上げが再浮上、増大する地代の支払いを余儀なくされていた。

2 合同会館建設の気運

昭和42年3月「東弁新会館建設準備特別委員会」が設立され、昭和45年2月17日には、「東弁独自の会館建設の線で踏み切る。合同会館建設はあくまでも理想とする」との方針を答申し、建設準備特別委員会を実行委員会に改組して準備にあたることになった。

ところが、昭和49年に、国による霞が関A地区ブロックにおける中央官衙（かんが）マスタープランが策定されつつあることが明らかになった。東弁も何としてもこのA地区の内に一定の敷地を確保し、新会館を建設する必要がさし迫った。事情は東京三会、日弁連も共通であった。

その結果、最終的には自ずと四会合同会館新築計画に収斂され、四会は昭和49年11月四会合同名で、合同会館敷地の第1次要望書を提出するに至り、いよいよ四会合同新会館建設についての大まかな合意が

形成された。

懸案の敷地確保については、第1次要望書から昭和62年7月6日提出された再要望書までの曲折を経て、この間に交渉相手も建設省から法務省へと変わり難航した。最終的に法務大臣と折衝を経て、昭和62年9月7日東京三会、日弁連、法務省、建設省の担当者が調印した「弁護士会館敷地等確認書」で決着をみた。

3 新会館建設の完成に向けて

合同会館建設をするにあたり重要な課題であった四会の床面積配分については、39回にわたる協議の結果、ようやく四会の合意に至った。

さらに、昭和63年には、日弁連と東弁が共同で2階に講堂を設けることを合意して、現在のクレオができた。また図書館については、東弁と二弁が共同で図書館を設立することを合意し、現在の合同図書館として実現した。

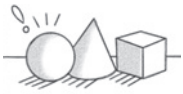
4 建設資金の調達、そして、完成。

会館新築を見据えて、昭和56年から会員から徴収していた準備金の積み立てのほか、建設寄付金も受け入れていたが、建設資金の不足は明らかであった。昭和62年10月、建設資金の半額は寄付金で調達するとの方針を立て、新会館建設資金募金実行本部を設置し、寄付しない会員からは臨時会費を徴収することにした。

そして、平成5年10月10日開催の東弁臨時総会にて、会館建設の寄附をしなかった75歳以下の会員から、新会館臨時会費130万円を徴収することが決定され、徴収された。

このような経過を経て、平成7年7月3日、現在の弁護士会館が日比谷公園に面した旧検察庁跡地に完成したのである。

役立つ！ 会務活動



vol.10

終活部会の活動とその意義

会員 小笠原 友輔 (65期)

私は、弁護士活動領域拡大推進本部（リーガルサービスジョイントセンター）内の「終活部会」に所属し、現在は部会長を務めている。

弁護士活動領域拡大推進本部は、弁護士の新しい活動領域を開拓してゆこうというフロンティアスピリット溢れる委員会であり、宇宙やAI、第三者委員会、所有者不明土地問題など、新しい部会が次々と立ち上がっている。

「終活」は、2010年頃から盛んに取り上げられるようになった言葉・概念である。一般的には、遺言やエンディングノートを書いたり、葬儀やお墓の準備をしたり、財産を整理するといったことがらがイメージされる。その中には、遺言・相続・信託・任意後見など、弁護士が関与すべき内容を多く含むにもかかわらず、「終活＝弁護士」のイメージは必ずしも定着しておらず、実際に、「終活」をしようと思ったときにまず「弁護士に相談しよう」と思う人は多くはない。

そこで、当部会は、弁護士会が「終活」という切り口で様々な活動を行うことで、「終活」を考え始めた市民が、弁護士に相談すべき場面で適切につながる

ことができるということを目指し、活動を続けてきた。

コロナ前は、高齢者施設などで落語を交えた終活セミナー・相談会を開催してきたが、コロナ後は、WEB上での広報を強化すべく、東京弁護士会



の一般ウェブサイト上に「終活コラム」を継続掲載しており、2023年8月現在、Google検索で「終活 弁護士」で検索したところ、検索結果の先頭にこのコラムが表示されていた。また、終活に関する様々なテーマ（信託、お墓、税務、デジタル終活など）についての勉強会も継続的に開催して研鑽に努めている。

これらの活動を通じて多くの知見や人脈を得たり、部会メンバーの会員と共同受任させていただくなど終活に関する実務経験を積むことができたのは、個人的にも貴重な財産である。



こちらから読んでね

限界を感じても



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

42期(1988/昭和63年)

自分の頭で考えるための 豊かな時間と先達の寛容



会員 近藤 早利 (42期)

司法修習42期は現在の76期から数えて34期前だ。以下はもはや古老の繰り言である。平成生まれの会員の皆さんに、注釈なしに通ずるか心許ない。

42期は1988年(昭和63年)4月から1990年(平成2年)3月まで。昭和の終わり、平成の始まり。狂乱のバブル景気が最高潮を迎え「山手線の内側の土地価格でアメリカ全土が買える」と日本中が浮かれていた。

合格者489名(女性60名)、合格率1.8%。合格時、私は28歳で妻のお腹には長男がいた。修習前からお世話になった弁護士さんたちはイケイケで、向島で芸者さん・生バンド付きの合格祝いを催していただいたこともあった。

修習期間は2年、前期修習、弁護、検察、民事裁判、刑事裁判、後期修習の各クールたっぷり4ヵ月あった。

前期は489名の修習生が湯島に集まり10組に分かれて学んだ。事件記録をあらかじめ渡され、各自が数日の時間をかけて検討し、修習生同士で合議を重ね、起案に臨んだ。自宅起案が主で、要領よくやればその日を事実上の休暇にできた。

懇親行事も豊富な前期を終えて、実務修習は全国37の修習地に分かれた。東京4班には34名が配属された。

実務修習では、どこでも一人前の法曹として扱われた。組織に入ったら許されない狼藉も苦笑とともに許してくださった。

検察修習では検面調書のワープロ作成を容認してもらった。PCは非力で、インターネットもない時代、実用に耐えうるワープロ専用機がようやく修習生にも手に入るようになってきていた。OASYS、RUPO、書院、

文豪、CANOWORD。調書は手書きで何回も書き直すのが当たり前だったが、その面倒に嫌気がさして、副部長にワープロ使用願いをしたら、にっこり笑って「やってみろ」。こうして、東京4班は検面調書に最初にワープロを導入した譽れを得た。どこかの検事正だけが「検事の魂たる調書を、機械で作るとは何ごとか！」と立腹されたというが、真偽のほどは知らない。

民裁では部長から「結論に悩んでいる事件がある。起案してみないか」といわれ、請求棄却の判決を書いていったところ「おお、棄却できたか！僕は認容と思っていたんだが、考えてみるよ」と喜ばれ、後日「きみの考えを採用したよ」とのことで、判決言渡しを誇らしく聞いた。

刑裁では、公判部の検事が高級ウイスキーを持参しての宴会が時々開かれていた。修習生有志は「これは賄賂だ。刑事裁判の公正さに疑念を生じさせる」と論陣を張ったが取り合わなかった。

16ヵ月の長き実務修習を終えて湯島に戻った1989年(平成元年)12月。我々は疲れていた。寒さに体調を崩す者も多くいたが、当時は、名前が書いて試験官と話ができれば二回試験に落ちることはなく、その点は気楽であった。

この年の大納会の終値を史上最高値として翌月から株価は大暴落に転じた。

日本経済のお祭り騒ぎの終焉と軌を一にして、我々の司法修習も終わった。

自分の頭で考えるための豊かな時間を与えられたこと、苦笑とともに生意気とやんちゃを受け止めてくださった先輩方の度量には今も感謝しかない。



会員 齊藤 晃大

約半年の弁護士業務で感じたこと

1 自己紹介

私は、平成8年に京都市で生まれ、育ちました。その後、法科大学院進学の際に神戸に引っ越し、司法修習生になった際に福井へ引っ越し、修習を終えて弁護士登録をした際に東京に引っ越ししてきました。

このように、私は関西方面でずっと過ごしてきました。一方で、私が小学生の頃、父親は東京に単身赴任をしており、私は数ヶ月に一度、家族でよく東京の父親のもとに遊びに行っていたこともあって、将来一度は東京に住んでみたいと思っていました。

また、私は小学5年生の頃に弁護士になりたいと思い、それから長年の間、弁護士という職業は将来の夢でした。

そんな私が、弁護士になってから感じたことを書きたいと思います。

2 事案ごとに最善の解決策が異なること

私の事務所は、学校関係の事件が割合多いですが、その他にも通常の企業法務や一般民事と呼ばれる事件もあり、様々な種類の事件を担当しています。その中でも、入所直後に担当することとなった事件を1つ紹介します。

担当することになったのは、債権回収の事件でした。この事件では、すでに債務名義はあるものの、債務者の銀行口座の所在が一切わからないことから、債務者の銀行口座の所在を調査して差し押さえることを依頼されました。また、この事件では、依頼者の資力の関係もあり、可能な限り費用がかからない方法で債務者の銀行口座を調査することが求められました。

このような依頼を受けて私は、弁護士会照会以外で何か方法がないか調査をしました。調査を進める中で、修習生の頃、裁判所の保全執行の事件を見たときに、銀行から預金口座の有無についての回答を得ている

記録を見たこと、書記官の方から令和2年施行の民事執行法で債務者の財産開示に関する手続きが変わったと教えてもらったことを思い出しました。

改めて手続きについて調べたところ、「第三者からの情報取得手続き」であることが判明し、費用についても調べたところ、弁護士会照会よりも比較的少ない費用で債務者の銀行口座等の情報を調査できることがわかりました。

その後、第三者からの情報取得手続きを申し立てたところ、債務者の銀行口座が判明し、無事に債権を一部回収することができました。

弁護士になるまでの司法試験や二回試験においては、依頼者の資力に重点を置くことなく、何が最善の解決策かということを考えてきました。しかし、実務では、依頼者あつての事件なので、当然依頼者が事件処理にかかる費用を支払うことができるかということも考慮しなければならぬ難しさを感じました。また、この事件のように、条件が付けば、事案ごとに何が最善の解決策であるかは変わってくることから、柔軟に対応することが必要であると感じました。

3 新人弁護士ができること

私がこれまで数ヶ月間、弁護士業務をする中で、実務的な知識や経験などについては実力不足であることを痛感する場面は多々あり、この点については一生懸命に日々の業務に取り組まなければならないと感じています。一方で、「第三者からの情報取得手続き」のように比較的新しいことについては、新人弁護士であっても努力次第では、一定程度役に立つことができるのではないかと思います。私は、まだまだ未熟ですが、いち早く一人前の弁護士になれるように、精一杯努力していきたいと思っています。

『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』

2023年／アメリカ・日本合作／監督：アーロン・ホーヴァス、マイケル・ジェレニック

国民的キャラクターが 世界に羽ばたいた作品

会員 齋藤 理央 (63期)

『ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー』
9月6日(水)発売
価格：
ブルーレイ+DVD(税込)5,280円
4K Ultra HD+ブルーレイ(税込)7,260円
発売元：
NBCユニバーサル・エンターテイメント
Amazon Prime Video, Apple TV+,
U-NEXT他にて配信中
© 2023 Nintendo and Universal
Studios. All Rights Reserved.



私たちの世代は、小学校から中学校くらいまでの間、ファミリーコンピュータ（以下「ファミコン」という）をはじめとする任天堂のゲーム機が一世を風靡していた世代で、ゲームと共に育ってきたと言って過言でなかった。たしか、最初に我が家に来たゲーム機は何故かファミコンの拡張機だったディスクシステムだったように記憶している。最初はスーパーマリオブラザーズ（以下「マリオ」という）ではなく別のゲームをプレイしていたが、程なくしてマリオ2が発売された記憶だ。また、どうしてか、その後によくマリオ1をプレイした記憶だし、ファミコンで発売されたマリオ3にもハマった。ゲームボーイのマリオランドもよくやったゲームだし、スーパーファミコンが発売された時は同時に発売されたマリオワールドをやり込んだ。また、マリオカートは友達と集まって遊ぶゲームの定番だった。このように、我々の世代はマリオと共に育ったと言って過言ではない人も多いのではないだろうか。そういえば最近ではスマホゲームのマリオランもクリアした。

法曹になってからも、マリオのコスプレで公道をゴーカートで走らせる業者が不正競争防止法違反などに当たるとして任天堂より提訴されたマリカー事件など話題の事件もあり、メディアに求められてマリオが関係する専門家コメントをしたことが複数あった。

そんな馴染みの深い日本を代表するキャラクターであるマリオ。彼らが映画化され、全世界でヒットしているという。気になって映画館に自然と足が向いていた。

どんな映画なんだろうと気になっていたが、まさにスーパーマリオブラザーズ！という世界観の作品に仕上がっていた。本当にゲームのマリオをそのまま3Dアニメにしたような作品で、驚くとともにゲームに入り込んだ感覚になりとても楽しかった。そうそう、マリオ達の世界は多分こんな感じなんだろうと、素直に映画の世界に入り込めた。制作陣にも原作へのリスペクトと、そして深い理解が窺われ、やはり、万人に愛されているゲームだからこういうことが起きるのだろうと感心してしまった。ストーリーは複雑ではなく王道的で、万人が楽しめるエンタメ作品に仕上がっていると思った。誰にでも薦められる映画だが、やはり我々のようなマリオと共に育ってきた世代には是非見て欲しいと思う映画だった。

映画はせっかくなので映像や音声に合わせて座席が動く4DXを見たが、これほど4DXに向いている映画はないというくらい激しく動いた。後半は特に後頭部を必要以上に殴られたが、座り方が悪いとこうなるのでご注意を。できれば映画館で、さらにできればそれも4DX等で見て頂きたい映画だ。また、こうした末長く作品が愛されるキーポイントになっているのは間違いなくマリオというキャラクターの存在だろう。多数の作品群の登場人物が全て異なった人物であれば、作品群はこれほどまでの広がりを見せていないだろう。作品や情報の価値を気付かないうちに底上げするキャラクターという存在は、普段気付かないこうした作品の繋がりや価値の底上げという効能にこそ、真価があるのかも知れない。



人生をゲームにするアプリ

会員 米谷 尚起 (75期)

「趣味はゲーミフィケーションで、人生をゲームにするアプリを作っています」。飲み会で趣味を聞かれてこう答えると10分は説明で場を独占してしまうので、ワインと筋トレ、たまにサウナと答えるようにしている。しかし、ワインや筋トレと違い、ゲーミフィケーションは毎日行っていることから、私の一番の趣味はゲーミフィケーションであるといえる。

1 ゲームに明け暮れた学生時代

私は根っからのゲーム少年だった。ゼルダの伝説は全作プレイし、日本史の偉人の名前は全く覚えられないのにポケモンの名前、技の威力、命中率の数字は全て完璧に記憶していた。夜型人間なのにテレビが自由に使える朝4時半に起きてゲームをしていたこともあった。ゲームのためならどんな努力も厭わないし、ゲームのためなら複雑な名前や数字もいくらでも覚えられた。

2 ゲーミフィケーションとの出会い

ロースクールに入るも、私の成績は散々だった。勉強が苦痛で長時間でできなかった。3時間勉強すると三蔵法師が頭に輪っかをつけて呪文を唱え始め、5時間勉強しようものなら足を挫いてしまった力士がのしかかっておんぶを要求してくる。これでは司法試験に絶対に受からないと思い、勉強方法の本を読み漁る日々を過ごしていた。

そんなある日、ゲーミフィケーションという心理学の1ジャンルに出会った。ゲームも勉強もやるべきタスクを次々こなしているだけなのに、ゲームは楽しくて勉強は苦痛以外の何物でもない。この違いはなぜ起きるのか、日常生活を少しでもゲームに近づけるにはどうすればいいのかを研究しているのがゲーミフィケーションである。

ゲームと現実世界の違いで一番大きなものは報酬の即時性と勝敗の明確性である。ゲームだと、敵を倒したり村人のお願いを聞いてあげたりすると直ちに効果音が鳴りアイテムやお金がもらえる。一方毎日の勉強が

上手くいったかは不明確で試験に合格するのは何年も先のことであり、仕事ならタスクを完成させてもさせなくても月末に固定給が振り込まれる。

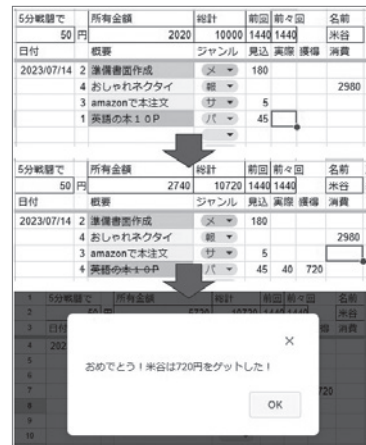
報酬の即時性と勝敗の明確性を現実世界に取り入れる簡単な方法は、自分へのご褒美とタイムアタックである。to doリストを作り、それぞれのタスクの見込み時間を入力し、達成することに線を引いて消し、時間内に達成出来たら少し多めに自分にポイントを加算する。ポイントが溜まれば、欲しいものが買える。

ゲーミフィケーションで成績が良くなったかは分からないが、嫌だったタスクが楽しく、時には夢中に取り組めるようにさえなり、日々が楽しくなったことは間違いない。

3 アプリの作成

司法試験のときは1つタスクが終わる毎に正の字を書いてポイントを加算し、一日の終わりに集計していたのだが、ポイントの集計等を自動でやってくれるアプリを作ることにした。

今はChat GPTがあるので、プログラミングに詳しくなくてもコードが書ける。この要素も入れよう、あの要素も入れよう、とコードを書き足しているうちに楽しくなり、一通り人生がゲームになるアプリが完成したが、現在もしばしば改良を加えている。周りの人の人生もゲームになったらいいなと思い、YouTubeでひそかに発信してアプリを配布している。宣伝の場でないことは心得ているのでチャンネル名等は記載しないが、興味のある方は探してみてください。



国及び東京都に対し、関東大震災100年の節目にあたり、人種差別を根絶するための施策等を求める会長声明

本年2023年9月1日は、1923年の関東大震災から100年の節目にあたる。当会は、関東大震災における全ての犠牲者に対し哀悼の意を表明する。

震災発生直後から、「朝鮮人が武装蜂起し、あるいは放火する」等の差別的な流言（ヘイトスピーチ）が流布し、朝鮮人等に対するヘイトクライムである大規模な殺傷事件が発生した。内閣府中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」（2009年3月）にも、殺傷事件による犠牲者は震災による死者数の1～数%にあるとされており、その迫害の背景には朝鮮の人々に対する無理解と差別意識があったことが明確に指摘されている。

関東大震災から100年を経た現在もなお、日本社会に差別意識は根深く、在日コリアン等へのヘイトスピーチ、ヘイトクライムが後を絶たない。

国は、人種差別撤廃条約に基づき、「人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること」及び「すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。」という義務を負っている。

国は、関東大震災から100年となる節目の今年にこそ、根本的な差別意識を解消すべく、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムを含む人種差別を撤廃する法整備を行うべきである。

そして、近年の東京都の動きに目を向けると、毎年9月1日

に朝鮮人犠牲者追悼碑の前で「関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」が開催され、歴代の都知事がこれに追悼文を送ってきたが、今は途絶えている。

2017年以降、上記追悼碑の撤去及び追悼式典の中止を求める団体が、追悼式典と同時間帯に、追悼式典と近接した場所で、集会を開くようになり、追悼集会が静謐に行われることが困難になった。この集会では、2019年には「不逞朝鮮人」などの言葉を用いてヘイトスピーチが行われ、翌年東京都からヘイトスピーチとして認定、公表されている。

本年9月1日を、特別な鎮魂の日と位置づけ、追悼式典を開催した時と場所が近接した、しかも撤去を求める追悼碑の面前での集会となれば、自ずからヘイトスピーチが展開される蓋然性が懸念され、誠に遺憾である。

このような行為が行われること及びそれを容認することは、日本国憲法、人種差別撤廃条約、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第11条等の様々な法令の趣旨に反している。

当会は、今後、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムが行われることがないように国及び東京都に対して人種差別を根絶するための施策を実施することを強く求めるものである。

2023(令和5)年8月31日

東京弁護士会会長 松田 純一

防災の日に寄せる会長談話

令和5年9月1日、東京は関東大震災から100年目の節目を迎えました。マグニチュード7.9と推定される大地震の犠牲者は、死者（行方不明者含む）10万5385人、家屋全壊10万9713戸、半壊10万2773戸、焼失21万2353戸、流失埋没1301戸ともいわれています（内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 平成18年7月 1923関東大震災」）。また、死者の中には、「朝鮮人が放火や井戸への毒物投入等を行っている」といったデマを信じた民衆の自警団や戒厳令で出動した軍・警察によって命を奪われた方々が多数おられ、ここに、全ての犠牲者とそのご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表します。

当時テレビ・ラジオもなかったという背景の違いはありますが、今日においても、災害時におけるデマや誤情報による混乱を防ぎ、人命を守るためには、災害時に人々に正しい情報を届け、あらゆる属性の被災者に対して災害情報へのアクセス（災害時の情報アクセスビリティ）を確保する工夫が、なお欠かせません。例えば、スマートフォンから情報を得ることが困難な高齢者、放送・警報が聞こえない聴覚障害者、避難誘導地図の識別が困難な色覚特性のある方、日本語や日本式の標識が理解できない外国人等々、災害時の情報格差の問題は、IT技術が発達しグローバル化した現代社会において喫緊の課題であり、いざ防災となれば深刻な命の危険を生じかねません。

内閣府は、令和3年に「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」と改めたうえで、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」）に対して多様な伝達手段や方法を活用して確実に情報伝達で

きる体制を整えるべきとし、また、災害対策基本法第8条第2項も、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項（同15号）と被災者に対する的確な情報提供（同17号）の実現に努めることを国および地方公共団体に義務付けました。しかしながら、災害に関する情報は、避難に関するものにとどまることなく、事前の防災や事後の支援等災害に関するものも含め、子どもから高齢者、日本人だけでなく外国居住者・外国人旅行者、病气やけがを負った人、障害のある方と、およそあらゆる人に届かせる工夫が求められます。従来型のメディアを用いる際の多言語化やユニバーサルデザインの採用、HP・SNS等インターネットによる情報発信、言語に頼らないピクトグラムを活用等が検討されるべきですが、これらがあっても、地域内の直接的な声かけの重要性はいさかも失われるものではなく、日常の避難訓練を通じたコミュニティの形成等も課題とされるべきです。

昨今、地球の温暖化の影響により、地震や火山活動による災害以外にも毎年のように全国で人命に関わる風水害が発生しています。

東京弁護士会は、日頃の研鑽を怠らず、また関係各所との連携強化を構築することにより、情報格差の解消を含めた災害法制およびその運用の改善に向けた提言を続け、災害時においてこそあらゆる属性の人々の基本的人権が護られる社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

2023(令和5)年9月1日

東京弁護士会会長 松田 純一